2025 年度

事故情報解析報告書

独立行政法人製品評価技術基盤機構

はじめに

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「ＮＩＴＥ（ナイト）」という。）は、毎年 2 回、前年度の情報を取りまとめた報告書を公表している。春には「事故情報収集報告書」を公表して統計的な情報を発信し、秋には「事故情報解析報告書」を公表して事故情報から分かる社会の動向を紹介している。

ＮＩＴＥは、消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）第 35 条及び第 36 条に規定する「製品事故情報報告・公表制度」により収集された「重大製品事故」の安全性に関する技術上の調査を経済産業大臣の指示（消安法第 36 条第 4 項）に基づいて実施している。重大製品事故以外の製品事故（以下「非重大製品事故」という。）についても、製造・輸入事業者、行政機関、消費生活センター、消防、警察等の通知や報告に基づいて事実関係を聴取する。事故発生現場の調査や事故品の確認・入手に努め、必要に応じて事故の再現試験等を実施し、事故原因を究明するとともに、その結果を公表し、事故の再発・未然防止を図っている。

また、2006 年度からは、事故の発生頻度と危害の程度の組合せによりリスクを評価する R-Map 手法を導入し、製品のリスク評価とリスク低減策の検討を行っている。さらに、2009 年 4 月の「長期使用製品安全点検・表示制度」に基づき、製品に関する経年劣化分析を行った結果を経済産業省に提供している。

重大製品事故の調査・原因分析の結果は消費者庁から公表される。非重大製品事故の調査・原因分析の結果については、ＮＩＴＥホームページ等を通じて公表している。非重大製品事故の調査・原因分析においては、学識経験者等で構成される「事故動向等解析専門委員会」における審議を通じて妥当性を検証し、事故情報やその調査状況・調査結果を随時、経済産業省及び消費者庁に報告している。必要な場合には、経済産業省や消費者庁から事業者や業界に対する行政上の措置が講じられる。

本報告書は、2016～2025 年度にＮＩＴＥが収集した事故情報を取りまとめている（2026 年 8 月 31 日時点集計）。重大製品事故については、国とＮＩＴＥの集計基準が異なるため、集計結果に差異が生じる場合がある。また、製品群の分類名称及び製品群の対象等は、社会の動向と照らして変更する可能性があるため、過去の報告書と異なる場合がある。なお、集計範囲には調査中・審議中案件も含まれており、事故原因の内容は今後の公表と異なる場合がある。

2026 年 10 月

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目次

1　ＮＩＴＥにおける製品事故情報収集の概要 2
2　事故情報の解析 4
2.1　2025 年度の事故発生製品ランキング 4
2.2　R-Map 手法を活用した事故情報のリスク分析 6
2.3　モバイルバッテリーの事故 8
2.4　ガストーチの事故 12
2.5　太陽光発電用製品の事故 14
2.6　インターネット通販で入手した製品による事故 18
2.7　高齢者の事故 21
3　製品リスクアセスメント支援ツール SAFE-Pro 24
4　調査結果の活用 26
4.1　製品に起因する事故 26
4.2　製品の誤使用や不注意な使用による事故 27
4.3　経済産業省の取組への技術的支援 28
4.4　「重大製品事故」の調査結果と事業者の対応例 28
4.5　「非重大製品事故」の対応 31
5　製品安全の国際連携 33
5.1　海外リコール情報の提供 33
5.2　製品安全分野における海外連携 33
5.3　海外製品安全情報の収集 33

1　ＮＩＴＥにおける製品事故情報収集の概要

ＮＩＴＥは、消安法で定義される「消費生活用製品」に関係して生じた以下の「製品事故」情報を収集している。

①　重大製品事故情報

重大製品事故とは、死亡、重傷、後遺障害、一酸化炭素中毒事故や火災のような危害が重大な製品事故を指す。消安法に規定する製品事故情報報告・公表制度に基づき、製造事業者や輸入事業者は、重大製品事故が発生した場合、その事故を知った日から 10 日以内に消費者庁へ報告する義務がある。

②　非重大製品事故情報

消安法に基づく製品事故情報報告・公表制度を補完して、ＮＩＴＥの事故情報収集制度（1974 年度から実施）の中で非重大製品事故情報を収集している。経済産業省から全国の事業者団体等に対して、情報提供に協力するよう通達されている。(「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」(2011 年 3 月 4 日)) なお、非重大製品事故とは、以下のような事故等を指す。

- 人的被害が生じた事故
- 人的被害が発生する可能性が高い物損事故
- 人的被害が発生する可能性が高い製品の不具合に関する情報（ヒヤリハット情報）

図 1 に、ＮＩＴＥが実施している製品事故情報収集及び原因調査の概要を示す。重大製品事故のうち安全性に関する技術上の調査が必要なものについては、経済産業省の指示によりＮＩＴＥが事故原因究明調査を実施している。

重大製品事故の原因調査については、消防、警察及び事業者との合同調査に積極的に参加し、事故品が入手できた場合は分解等の詳細な調査、同等品での再現試験等を実施している。加えて、事業者には報告書の提出を求め、必要な場合には設計図面、製造指示書、品質管理記録等の資料の提供を依頼し、ＮＩＴＥが長年蓄積してきた技術的知見、経験、関連製品の事故情報等を踏まえ調査・原因究明を行っている。ＮＩＴＥが実施した調査結果は消費者庁及び経済産業省から公表されるが、原因調査で「製品に起因しない、又は原因不明」と判断された事故は、消費者庁と経済産業省の「製品事故調査判定合同会議」（正式名称：消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議）の審議・確認を経て、公表される。その中で、最終審議結果が「重大製品事故に該当しない、又は製品に起因しない」と判断されると、重大製品事故から非重大製品事故へ変更されて公表される。

また、ＮＩＴＥが収集した非重大製品事故情報については、重大製品事故と同様に、調査・原因究明を行っている。その結果は、学識経験者や消費者代表等によって構成される「事故動向等解析専門委員会」による事故原因や再発防止措置の調査・評価結果の妥当性等について最終審議及び確認を経た上で、公表している。

ＮＩＴＥが実施した製品事故情報に基づく分析・調査の結果は、経済産業省、消費者庁等の行政機関に

おける製品安全に係る規制、技術基準体系の見直し等の行政施策に反映されるほか、製造事業者等において製品事故の再発・未然防止等のために広く活用されている。

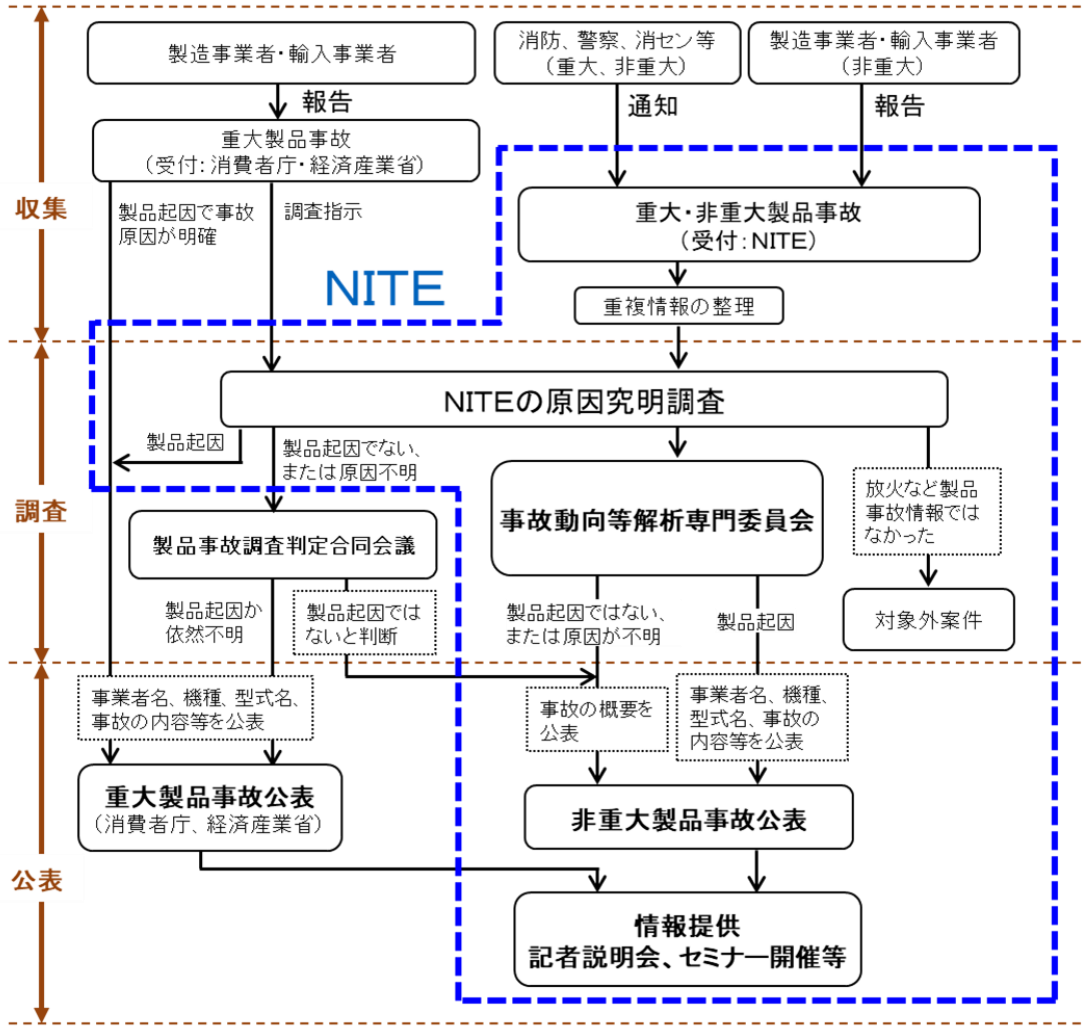


図１　ＮＩＴＥ製品事故情報収集・原因調査の概要（点線枠内がＮＩＴＥの業務）

【参考】

〇「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について（再周知）」

（https://www.nite.go.jp/data/000154641.pdf）

2　事故情報の解析

本章では、製品事故発生件数や事故リスクから読み解く近年の社会の動向に着目し、事故情報の解析結果を紹介する。

2.1　2025 年度の事故発生製品ランキング

図 2 は、2025 年度に発生した事故の製品群別件数と累積構成割合を、全製品群のうち事故件数が多い上位 20 製品群について示したものである。2025 年度に発生した製品事故 1,864 件のうち、上位 20 製品群で約 64%、上位 5 製品群で約 32%を占めており、事故は一部の製品群に集中している。

近年は、「充電器」「バッテリー類」「音響機器」などに多く含まれるリチウムイオン電池搭載製品の事故件数増加が顕著である。「充電器」の内訳は、ほとんどがリチウム電池内蔵充電器であり、「バッテリー類」ではポータブル電源、モバイルバッテリー、電動工具用バッテリー、電動アシスト自転車用バッテリーなどの事故が多い。2022 年度から 2024 年度までは 3 年連続で「バッテリー類」の件数が最多であったが、2025 年度は「充電器」がこれを上回り最多となった。「充電器」の件数は、2024 年度の 119 件から 2025 年度は 214 件へ増加しており、増加率は約 80%と、「バッテリー類」の約 8%を大きく上回った。こうした状況から、リチウム電池内蔵充電器の事故件数が大幅に増加したことが分かる。

また、「太陽光・熱装置」も近年順位を上げており、2023 年度に初めて上位 20 製品群に入って以降、2025 年度まで継続して上位に位置している。

一方、「電気調理器具」「電気かみそり」「家具」などは、リコールの影響により件数が押し上げられている側面はあるものの、上位を占める製品群の構成は 2024 年度以前と比べて大きくは変化していない。

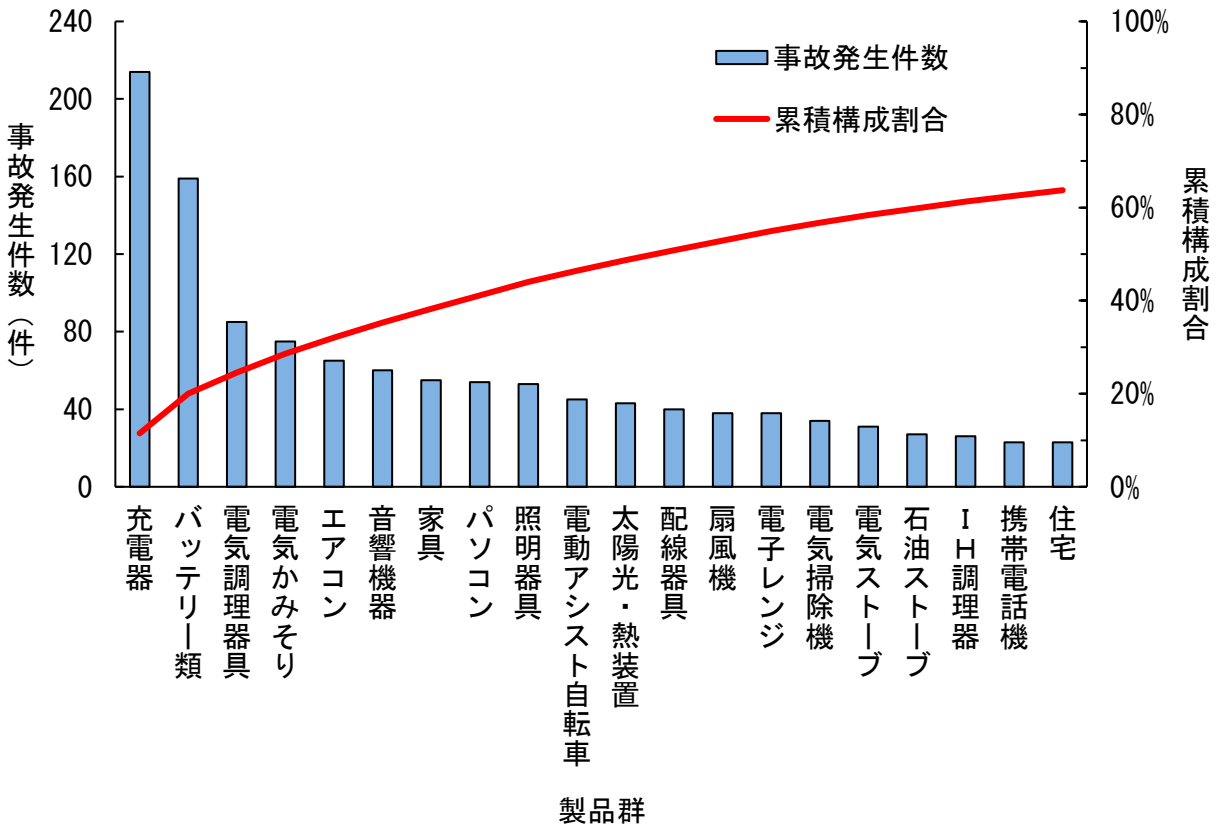


図 2　2025 年度に発生した事故件数上位 20 製品群と累積構成割合

リスクが高い製品群を評価するためには、事故発生件数だけでなく危害の程度も考慮する必要がある。そこで、危害の程度に応じた重み付けを行うため、各事故情報の危害の程度を 0～4 の 5 段階で数値化し、製品群ごとに合計した値を「危害スコア」と定義して整理した。なお、危害の程度の分類については、2.2 項で紹介する R-Map 分析の基準を用い、0 及びⅠ～Ⅳの 5 段階に対応させている。

図 3 は、製品群ごとの危害スコアとその累積構成割合を示したものである。「家具」のように件数が多くても、事故の多くが製品破損等にとどまり、人的被害や周辺物への被害を伴わない比較的軽微な事故で占められるものは、危害スコアランキングでは上位に入らない場合がある。

一方、リチウムイオン電池搭載製品のように火災事故が多く、製品単体の焼損にとどまらず周辺物への延焼等による拡大被害に至る割合が高い製品群は、危害スコアが高くなる傾向がある。そのため、「充電器」や「バッテリー類」は、件数ランキングだけでなく危害スコアランキングにおいても上位に位置しており、発生件数と危害の程度の両面から注視すべき製品群であることが分かる。

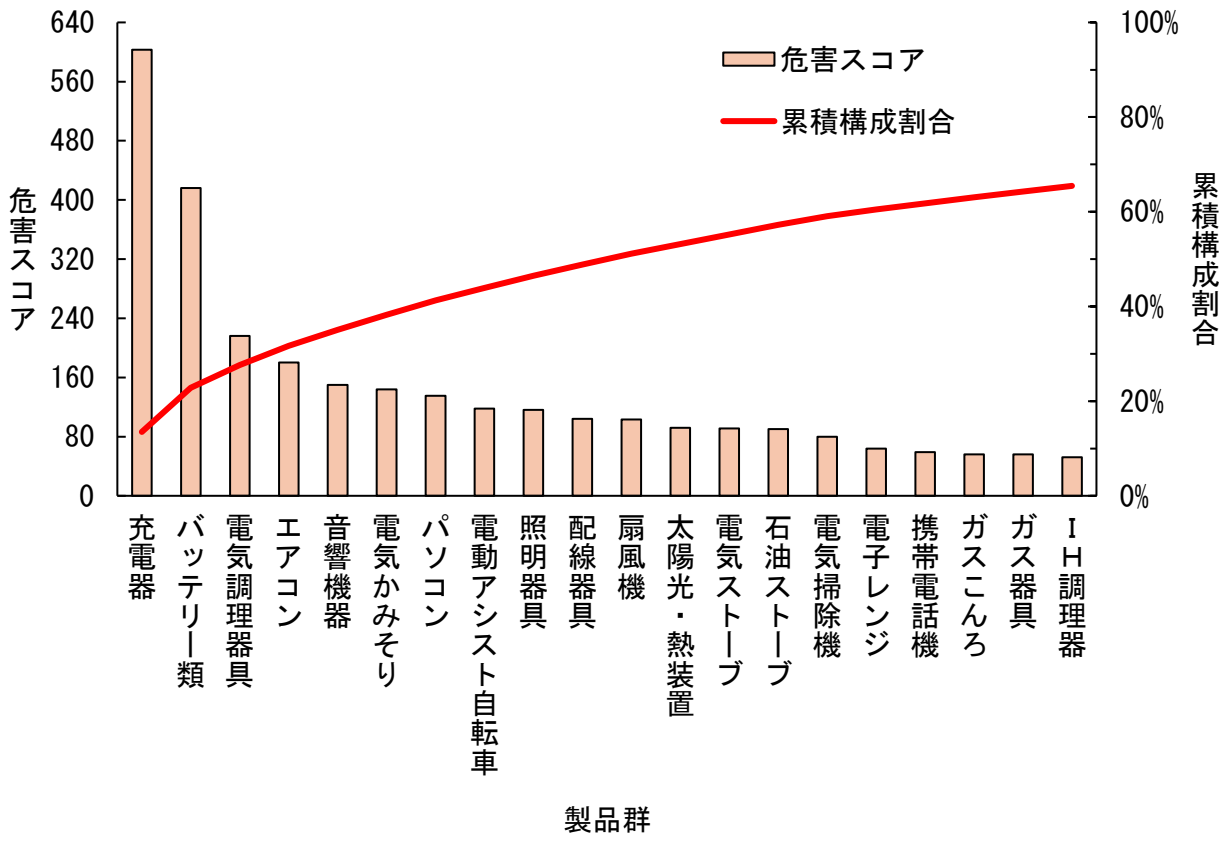


図 3　2025 年度に発生した事故の危害スコア上位 20 製品群と累積構成割合

2.2　R-Map 手法を活用した事故情報のリスク分析

ＮＩＴＥでは、R-Map 手法を用いて個々の事故情報のリスク分析を行っている。この手法は、縦軸を「発生頻度」、横軸を「危害の程度」とした 6×5 のマトリックス上でリスクを表現し、社会的に許容可能なリスクであるか否かを評価するリスクアセスメント手法であり、国際安全規格 ISO/IEC Guide 51（JIS Z 8051）に準拠している。

図 4 に、「消費生活用製品に使用する R-Map」を示す。R-Map のリスク領域は、リスクの高い順に A 領域、B 領域及び C 領域の 3 つに区分される。

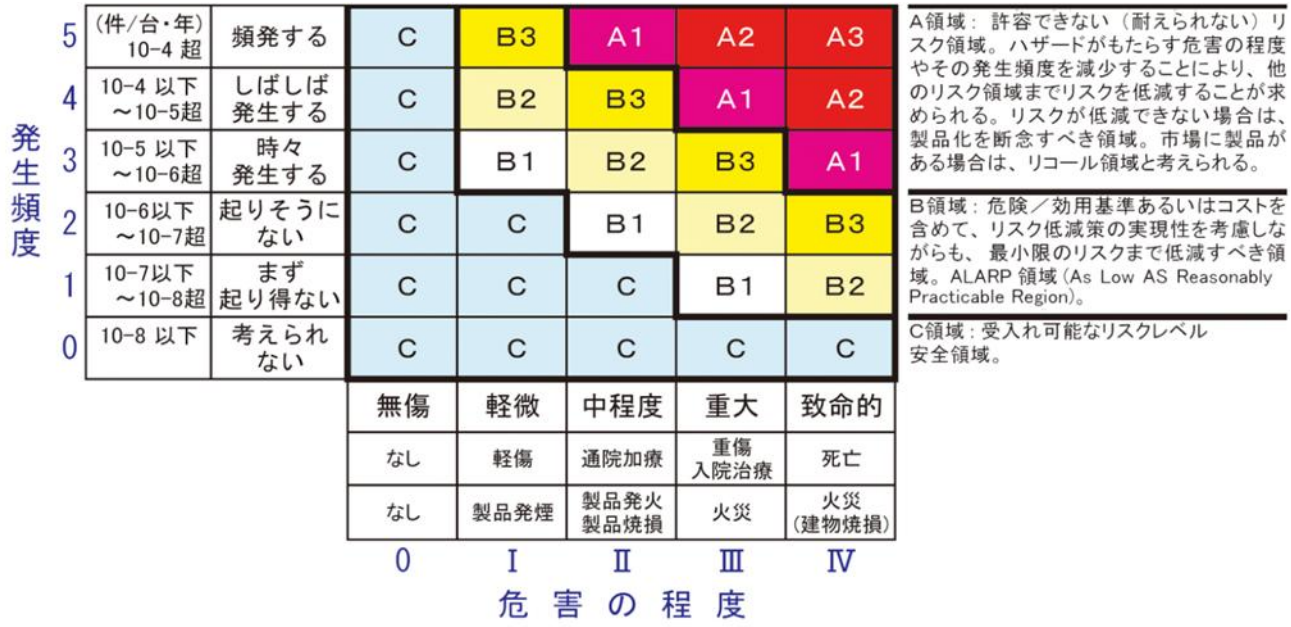


図 4　消費生活用製品に使用する R-Map

- A 領域：許容できない（耐えられない）リスク領域。ハザードがもたらす危害の程度やその発生頻度を減少することにより、他のリスク領域までリスクを低減することが求められる。リスクが低減できない場合は、製品化を断念すべき領域。市場に製品がある場合は、リコール領域と考えられる。

- B 領域：危険／効用基準あるいはコストを含めて、リスク低減策の実現性を考慮しながらも、最小限のリスクまで低減すべき領域。ALARP 領域（As Low As Reasonably Practicable Region）。

- C 領域：受入れ可能なリスクレベル。安全領域。

図 5 は、2025 年度に収集した製品事故情報 2,019 件（他年度に発生した事故を含む）のうち、リスク分析に必要な情報を入手できた 1,610 件について、重大製品事故と非重大製品事故に分けて集計した結果である。ただし、調査対象外の案件や通知者が異なる同一事故（重複案件）を除外した。

重大製品事故は、非重大製品事故と比較して危害の程度が高い事故を多く含むため、A 領域及び B 領域に分類される事故が多くなっている。一方、非重大製品事故は、比較的危害の程度が低い事故を多く含むことから、C 領域に分類される事故が最も多くなっている。

また、非重大製品事故は、事業者が特定できない案件が多いなどの理由で、604 件中 255 件については、リスク分析に必要な情報が入手できなかった。

これらの分析結果は経済産業省に提供され、事故リスクの大きさに基づき、事業者の再発防止措置の必要性及び妥当性の判断に活用されている。

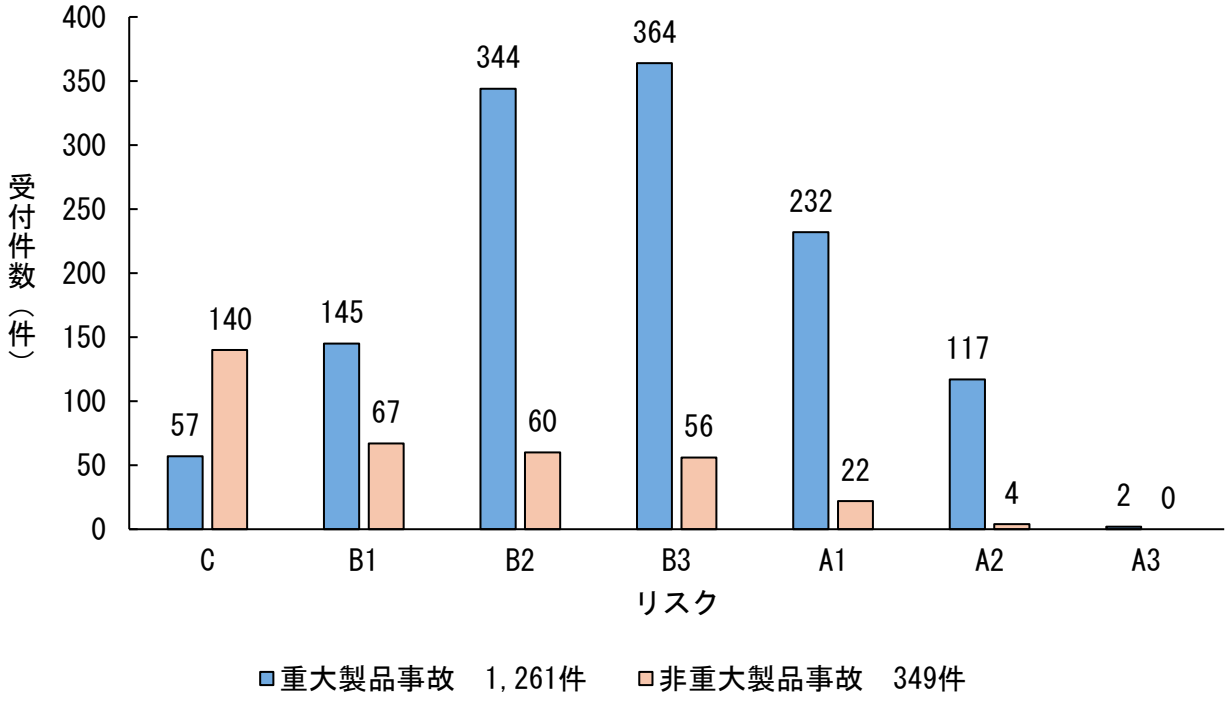


図 5　2025 年度に行った R-Map 分析

2.3　モバイルバッテリーの事故

近年、モバイルバッテリーはスマートフォンやタブレット端末等の普及に伴い、外出先における電源として広く利用される身近な製品となっている。モバイルバッテリーの多くにはリチウムイオン電池が使用されており、小型・軽量でありながらエネルギー密度が高いため、優れた携帯性と利便性を備えている。

一方、一般的にリチウムイオン電池には可燃性の電解液が使用されていることから、内部短絡や過充電等が発生した場合には発煙・発火に至り、火災等の重大な事故につながるおそれがある。鉄道車両内等の公共交通機関における事故の報道も相次ぎ、安全性への社会的関心が高まっている。こうした状況を受け、経済産業省ではモバイルバッテリーに対する安全規制の見直しが進められている。また、航空分野においても機内での発煙・発火事案を踏まえ、持ち込みや使用方法に関する安全対策が強化されている。

図 6 は、モバイルバッテリーについて、過去 10 年間の事故発生件数の推移を、事故原因区分別に示したグラフである。事故原因区分は、「製品に起因する」「製品に起因しない」「原因不明」に、事故原因の特定に至っていない「調査中」を加えた計 4 つに分類している。

なお、ＮＩＴＥがリチウム電池内蔵充電器として受け付けた製品には、一般的にモバイルバッテリーとして扱われる製品が多く含まれている。そのため、本項以降のモバイルバッテリーは、2.1 項で「充電器」に分類したリチウム電池内蔵充電器と、「バッテリー類」に分類したモバイルバッテリーを合わせて集計している。

2022 年度以降、モバイルバッテリーの事故発生件数は増加傾向にあり、特に 2025 年度は大幅な増加がみられた。背景には、モバイルバッテリー市場の拡大に伴う流通量の増加等があると考えられる。また、

モバイルバッテリーの事故は、事故品の焼損が著しい事例が多く、原因の特定が困難であることから、原因不明に分類される事故が多い。一方、原因が判明している事故に限ると、9 割以上が製品に起因する事故である。

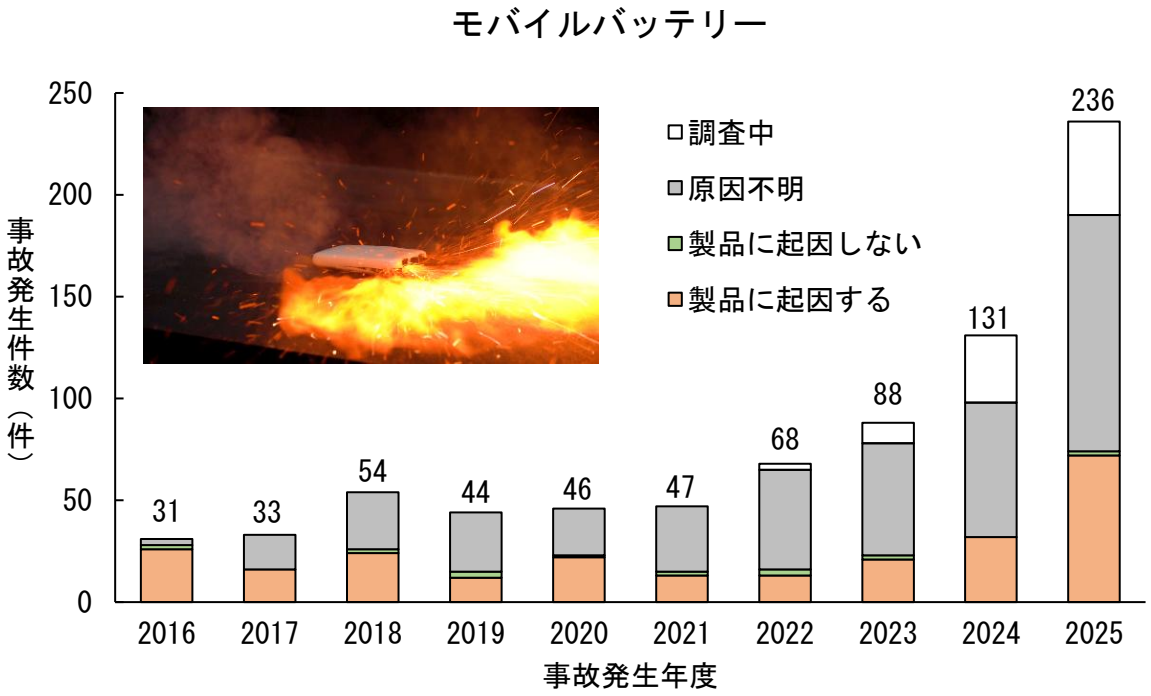


図 6　モバイルバッテリーの原因区分別事故発生件数（2016～2025 年度発生）

本項では、モバイルバッテリーの事故を、使用実態に着目した分析と製品の特性に着目した分析の両面から検討した。まず、使用実態の側面から事故発生状況を確認した。

図 7 は、モバイルバッテリーについて、過去 10 年間に発生した事故のうち発生日が特定できた事故を平日と土日祝日に区分し、それぞれの事故件数を当該年度の平日数及び土日祝日数で除した、1 日当たりの事故発生件数を示したものである。

2016 年度から 2021 年度までは、平日、土日祝日ともに 1 日当たりの事故発生件数は少ない。近年と比較すると市場規模が小さかったことに加え、2020 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による外出機会の減少や移動自粛等により、製品の携行・使用機会そのものが抑制されていたことも一因であると考えられる。

一方、2022 年度以降は社会経済活動の正常化に伴う人流の回復期と重なる形で事故発生件数が増加している。また、年度によって増減はあるものの、土日祝日は平日よりも 1 日当たりの事故発生件数が多い傾向がみられる。土日祝日は旅行やレジャー等に伴い、モバイルバッテリーの携行・使用や充電の機会が増加すると考えられることから、平日よりも事故発生件数が多くなった可能性がある。

2022 年度には、まん延防止等重点措置の終了に伴う旅行者数の回復等を背景として、特に土日祝日における事故発生件数が増加した可能性が考えられる。さらに、2023 年度には新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行に伴い、社会経済活動も正常化が本格的に進んだ結果、平日の事故発生件数の増加にも影響した可能性がある。

また、2024 年度以降は外出需要や旅行需要の回復が継続したことに加え、令和 6 年能登半島地震を契機として、災害時における通信手段や電源確保の重要性が改めて認識されたことなどから、防災用途を含むモバイルバッテリーへの需要が一層拡大し、平日、土日祝日ともに事故発生件数増加の一因となった可能性がある。

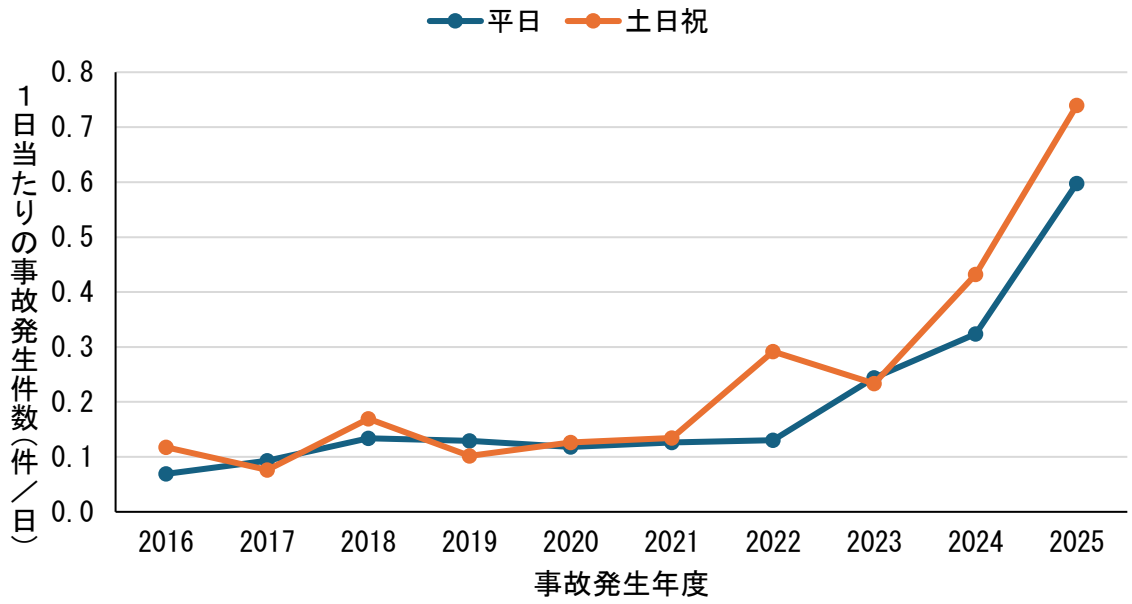


図 7　モバイルバッテリーの平日及び土日祝日各 1 日当たりの事故発生件数（2016～2025 年度発生）

次に、製品特性の側面から、容量区分別の事故発生状況及び危害状況を分析した。モバイルバッテリーの容量は、航空分野において持ち込み制限の基準の一つとされていることから、安全性との関係が注目される要素である。航空分野では、リチウムイオン電池が保有するエネルギー量に着目し、ワット時定格量（Wh）に応じた持ち込み制限が設けられている。なお、本分析では Wh を把握できない事例が多いため、製品の定格容量として一般的に表示されているミリアンペア時（mAh）を用いて分析した。

図 8 は、過去 3 年間に発生した事故件数の推移を容量区分別に示したものである。事故件数は 5,001～10,000mAh の区分で最も多く、2025 年度には特に大きく増加している。しかし、事故件数には製品の市場流通量の違いも影響すると考えられることから、件数のみで容量と安全性との関係を評価することは困難である。

そこで、図 9 では各容量区分における危害の程度の構成割合を比較した。その結果、容量区分による顕著な差は認められず、いずれの容量区分においても拡大被害に至る事故が高い割合を占めていることが確認された。モバイルバッテリーは、充電中や使用中を含め、日常生活の中で可燃物の近傍に置かれることが多い製品であるため、容量の大小にかかわらず、事故発生時には拡大被害を伴う事例が少なくないものとみられる。また、事故発生時の危害の程度は、容量や保有エネルギー量のみならず、製品の設計・品質、使用環境等の様々な要因の影響を受けるものと考えられる。このため、信頼できる事業者の製品を選択するとともに、取扱説明書に従った使用・保管を心がけることや、万が一事故が発生した場合に備え、適切な対応方法をあらかじめ確認しておくことも重要である。

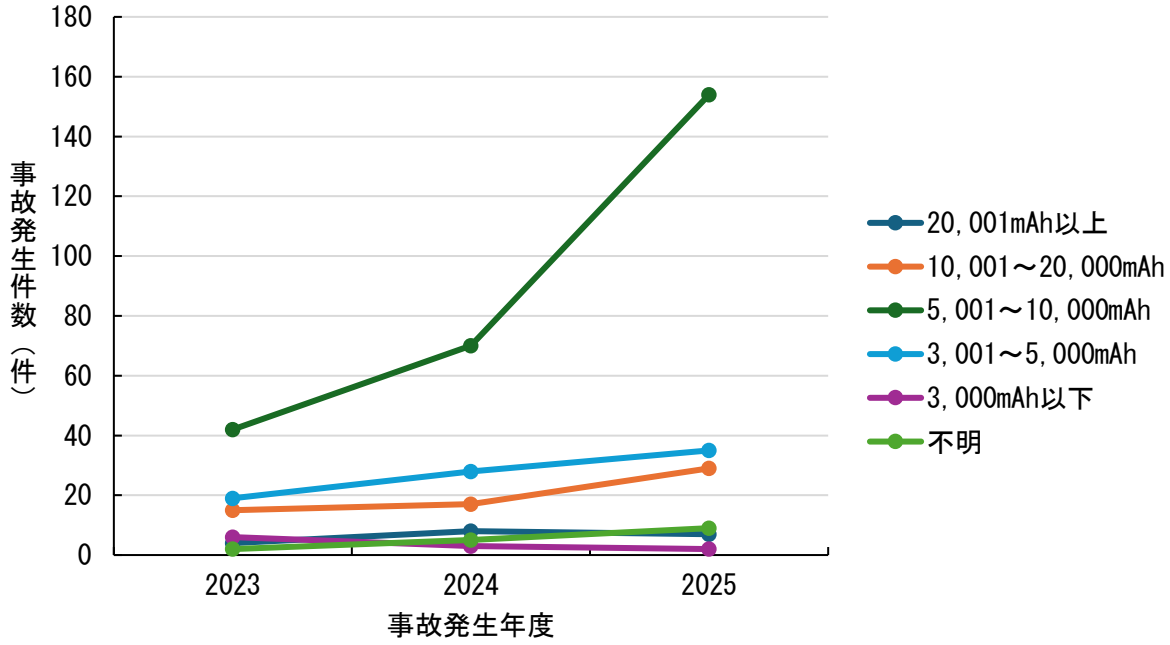


図 8　モバイルバッテリーの容量区分別事故発生件数（2023～2025 年度発生）

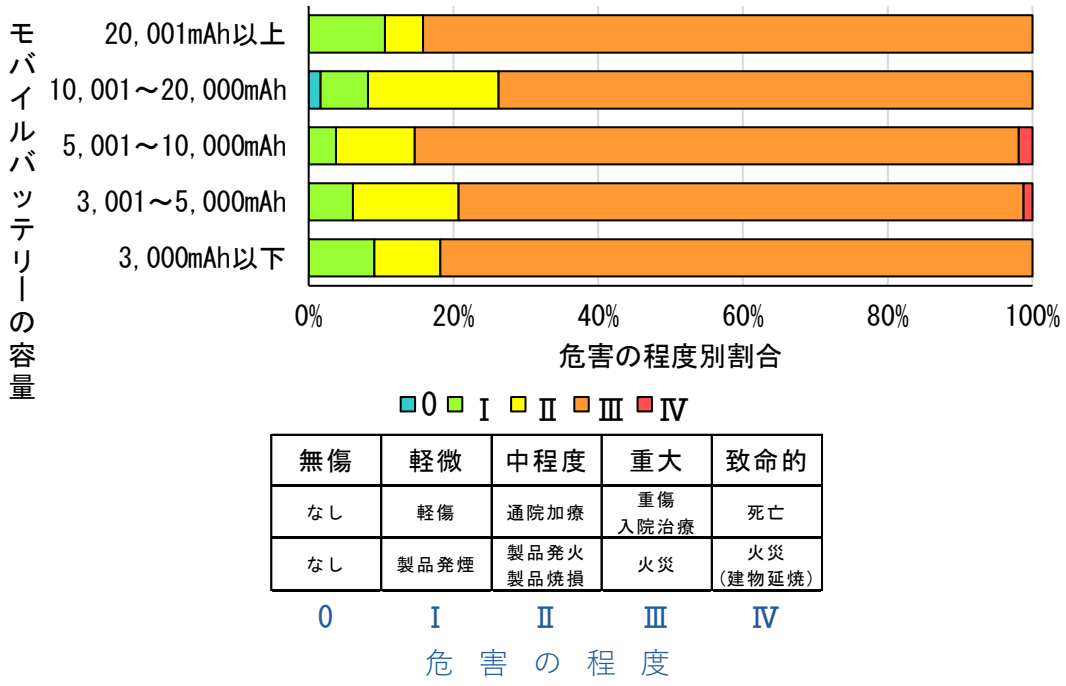


図 9　モバイルバッテリーの容量区分別の危害の程度構成割合（2023～2025 年度発生）

近年のモバイルバッテリー事故の増加を受け、経済産業省では、電気用品安全法に基づく技術基準の見直しや品質管理措置の強化に加え、第三者機関による適合性検査制度の導入に向けた検討が進められている。これらの取組は、事故発生後の対応にとどまらず、市場流通段階における製品安全性の確保を図るものであり、事故の未然防止に向けた重要な施策として位置付けられる。

また、航空分野においても、機内における発煙・発火事案の増加を受け、国際民間航空機関（ICAO）の国際基準改訂に基づき、我が国では 2026 年 4 月から機内への持ち込み個数や充電・給電に関する安全対策が導入されている。

ＮＩＴＥにおいては、事故原因の究明を進めるとともに、事故情報やリコール情報の公表、注意喚起活動等を通じて事故の未然防止に取り組んでいる。モバイルバッテリーの安全性向上のためには、行政による制度整備、事業者による品質管理及び安全対策の徹底、消費者による適切な製品選択及び使用・保管が、それぞれの役割に応じて推進されることが重要である。今後も行政、事業者及び消費者が連携しながら製品安全の確保に取り組んでいくことが求められる。

【参考】

〇ＮＩＴＥ「NITE SAFE-Lite」
（https://safe-lite.nite.go.jp/）

〇ＮＩＴＥ「『夏バテ(夏のバッテリー)』にご注意を ～「リチウムイオン電池搭載製品」は３つのＣで事故を防ぎましょう！～」
（https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2026fy/prs260715.html）

〇経済産業省「安全な充電で、快適なスマホ生活！モバイルバッテリー事故防止へ国、企業の取り組みは…」
（https://journal.meti.go.jp/policy/202609/47805/）

〇国土交通省「モバイルバッテリーの機内持込みの新たなルールについて ～4 月 24 日から新たなルールを適用します～」
（https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000310.html）

2.4　ガストーチの事故

ガストーチは、カセットこんろ用ボンベ等を燃料として高温の火炎を発生させる製品であり、アウトドア活動や調理用途をはじめ、幅広い場面で使用されている。一方、火気を取り扱う製品であることから、使用方法や製品不具合によっては火災ややけど等の事故につながるおそれがある。

図 10 は、ガストーチについて、過去 10 年間の事故発生件数の推移を、事故原因区分別に示したグラフである。2020 年度以降は、毎年度 20 件以上の事故が発生しており、製品に起因する事故が占める割合が高い状態が続いている。

製品に起因する事故としては、以下のような事例が報告されている。

【製品に起因する事故事例】

・器具栓の破断部に多数の空洞が認められたことから、鋳造の際に巣が入り、強度が低下していたため、使用に伴う負荷で亀裂が生じてガスが漏れ、点火時のスパークが引火したものと推定される事故。
・器具栓のスピンドル抜け止め用ねじの掛かり代が十分でなかったため、被害者が火力調整つまみを緩めた際に当該つまみと連動したスピンドルが器具栓から脱落し、スピンドル取付部からガスが漏れて火口の炎が引火したものと推定される事故。

一方で、2022 年度をピークとして事故件数はやや減少している。現時点で事故動向への影響は不明確であるが、後述の 4.3 項及び 4.5 項に記載のとおり、ガストーチが「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の規制対象となったことで、今後は安全基準に適合した製品の流通が進み、製品に起因する事故の減少が期待される。しかしながら、ガストーチは誤った使用方法によって火災ややけど等の事故に至るおそれもあることから、引き続き使用時の安全確保が重要である。

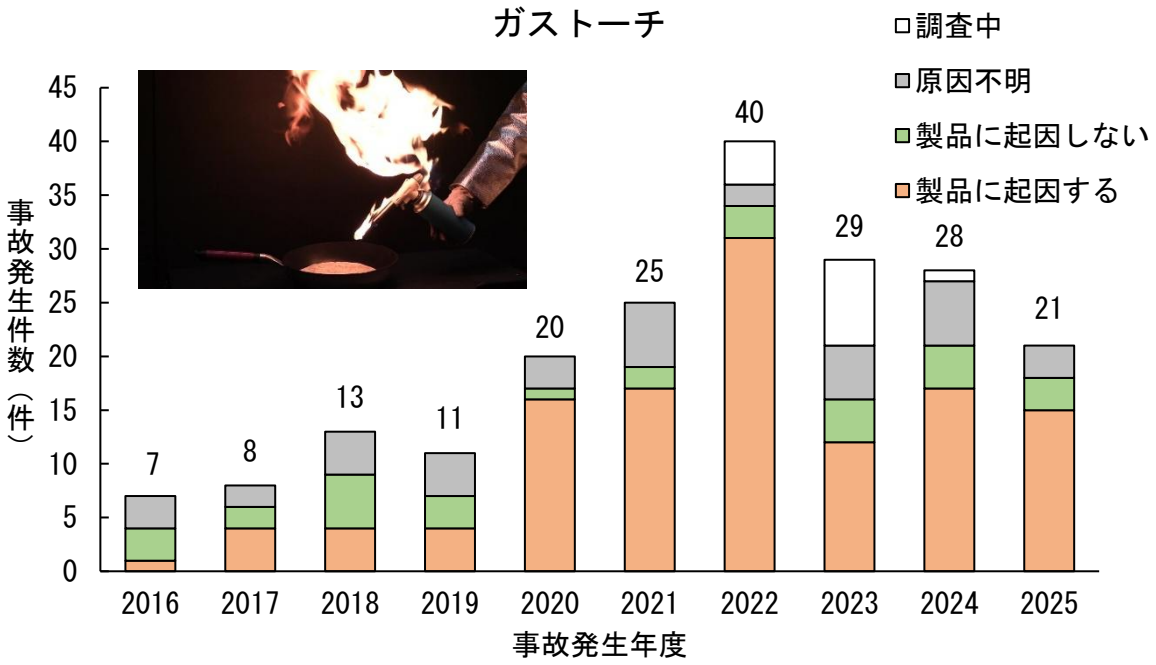
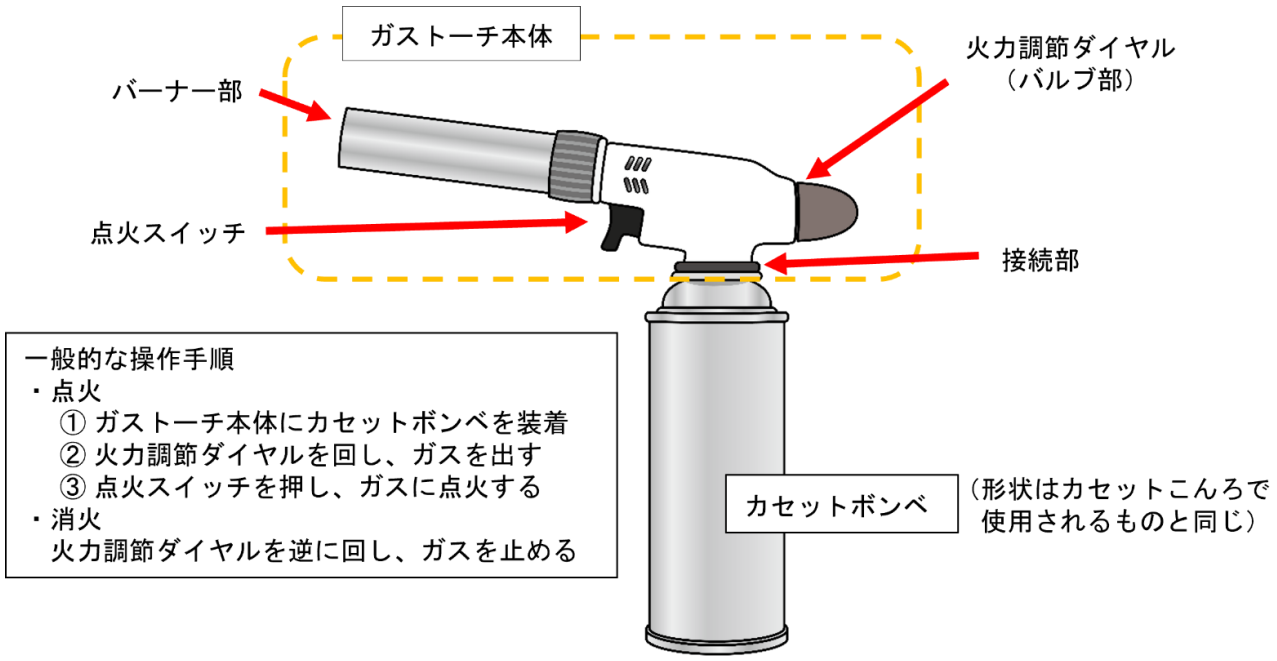


図 10　ガストーチの原因区分別事故発生件数（2016～2025 年度発生）



ガストーチ（例）の各部の名称

図 11　ガストーチの構造

【参考】

〇ＮＩＴＥ「事故原因の７割が製品に問題～ガス“漏れ”バーナーに新たな規制～」
（https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2024fy/prs250227.html）

〇ＮＩＴＥ「製品安全情報マガジン　Vol.501　5 月 26 日号「ガストーチの事故」」
（https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2026fy/vol501_260526_00001.html）

〇経済産業省「ガストーチに対する規制が開始されました」
（https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/gastorch.html）

2.5　太陽光発電用製品の事故

太陽光発電は、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組の進展に伴い普及が進んでいる。2012 年 7 月には、太陽光等によって発電された再生可能エネルギー由来の電気を、一定期間、あらかじめ定められた価格で買い取る固定価格買取制度（FIT 制度）が開始された。家庭用太陽光発電設備も、同制度の開始以降、導入が進んでいる。資源エネルギー庁が公表する導入状況のデータによると、住宅用太陽光発電設備（出力 10kW 未満）の導入件数は、2014 年度末の約 190.5 万件から 2025 年度末には約 380.6 万件へとおよそ 2 倍に増加した。なお、これらの数値は、制度の対象設備に係る集計であり、制度を利用しない自家消費専用設備等は含まれない。

一方で、パワーコンディショナや太陽電池モジュールを中心に、太陽光発電用製品の事故が継続的に発生している。

図 12 は、太陽光発電用製品について、過去 10 年間の事故発生件数の推移を、事故原因区分別に示したグラフである。業者による設置・施工が行われることが多い製品であり、設置・施工不良に起因する事故も確認されている。また、焼損により原因の特定が困難な事例など、原因不明に分類される事故も少なくない。

2022 年度から 2024 年度まで事故件数は増加していたが、2025 年度は減少している。調査中の案件があるため件数は変動する可能性があるが、2025 年度は製品に起因する事故の件数が 2024 年度と同水準である。一方、製品に起因しない事故のうち、業者の施工や修理の不良に起因すると判断された事故は 2 件と、2023 年度の 8 件、2024 年度の 10 件から減少している。しかし、2026 年度は 2025 年度を上回るペースで事故が発生しており、太陽光発電用製品の事故件数は引き続き高止まり又は増加傾向となる可能性があることから、事故発生状況を注視する必要がある。

【業者の設置・施工不良に起因する事故事例】

・太陽電池モジュールからの配線用配管に水浸入防止の処理及び水抜きの処理がされていなかったことで接続箱内に水が溜まり、隣接する開閉器の異極間が短絡して過電圧が発生し、パワーコンディショナのコンデンサーが破損したものと推定される事故。
・パワーコンディショナの施工時において、入力開閉器端子台へ接続するケーブル圧着端子のねじ止めが緩んでいたため、接触不良が生じて異常発熱し、出火したものと推定される事故。なお、施工説明書には、「開閉器端子台には締付トルク 1.6～2.0 N・m でねじを締める。ねじが緩むと接触不良による発煙、発火のおそれがある。」旨、記載されている。

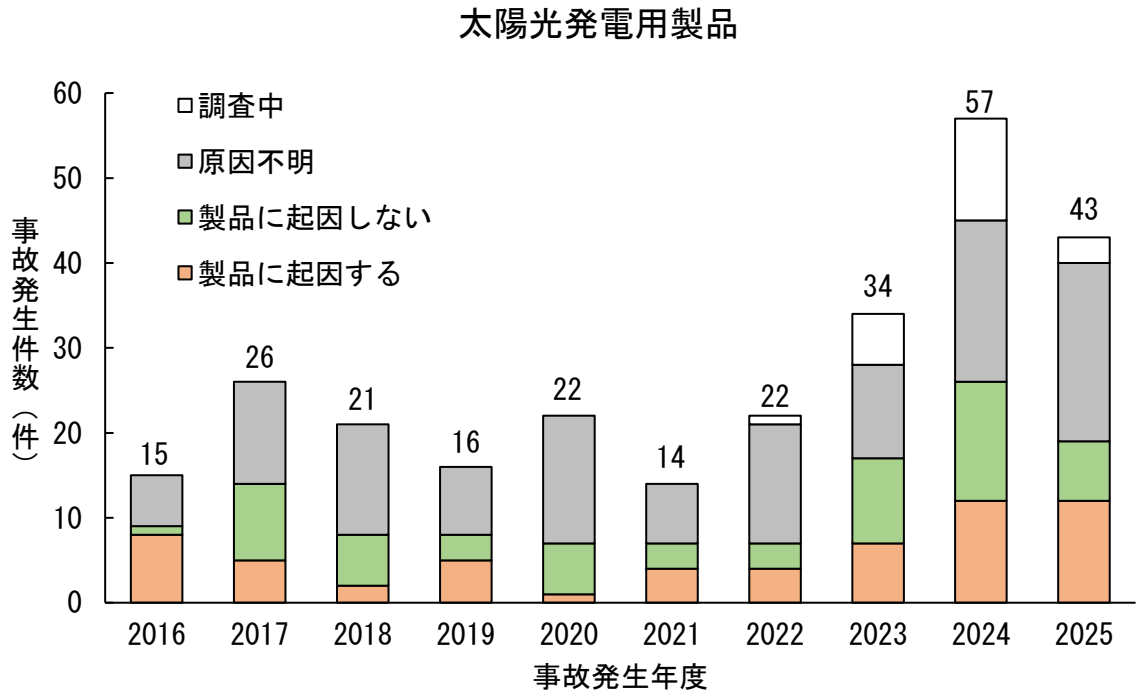


図 12　太陽光発電用製品の原因区分別事故発生件数（2016～2025 年度発生）

図 13 は、過去 10 年間に発生した太陽光発電用製品の事故について、事故品の購入年が判明しているものを対象に、購入年別の件数を示したグラフである。2004～2006 年、2012～2016 年及び 2022～2023 年に購入された製品で事故が比較的多く確認された。このうち、2012～2016 年は FIT 制度開始後の導入拡大期と重なっており、当該時期に導入された設備の母数が大きいことが背景の一つとして考えられる。また、この期間に販売された製品で事故情報が初めて確認された事業者も複数みられ、制度開始後の市場環境の変化等が影響した可能性がある。2004～2006 年及び 2022～2023 年のピークについては、いくつかの特定事業者製品に事故が集中する傾向が認められた。特に 2022～2023 年購入品は比較的新しい設備であることから、今後の事故発生動向を注視する必要がある。

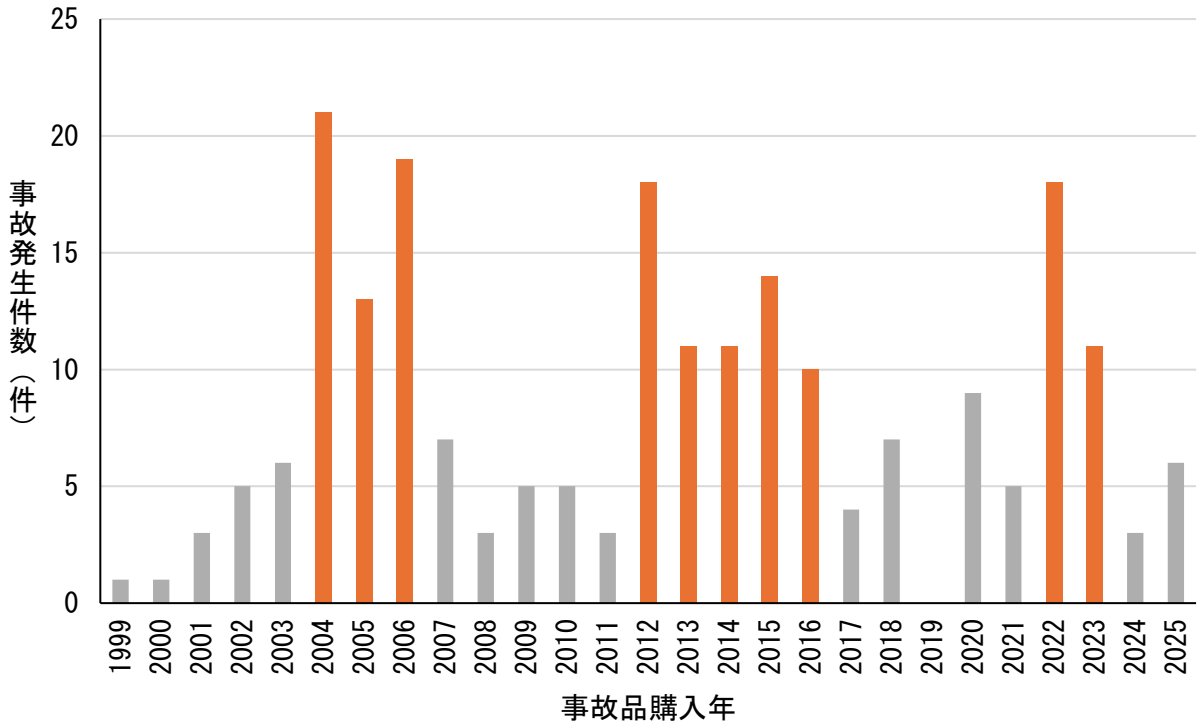


図 13　太陽光発電用製品の購入年別事故発生件数（2016～2025 年度発生）

表 1 は、過去 10 年間の事故発生件数及び 2025 年度末時点における FIT 制度の対象となる住宅用太陽光発電設備（出力 10kW 未満）の導入件数の、それぞれ上位 10 都道府県を示したものである。両者には 8 都道府県（着色）が共通して含まれていることが確認できる。

また、図 14 は、都道府県別の過去 10 年間の事故発生件数と 2025 年度末時点における住宅用太陽光発電設備の導入件数との関係を示した散布図である。表 1 と同様に、導入件数が多い都道府県ほど事故発生件数も多くなる傾向が認められ、両者には強い相関がみられた（相関係数 $r=0.865$）。

一方で、個々の事故原因を見ると、製品不良や施工不良のほか、屋外に設置されることが多い製品の特性上、降雨や落雷のような気象条件や小動物の侵入等の外的要因が関与したとみられる事故も発生している。このため、都道府県ごとの事故発生件数には、設備の導入状況が大きく影響していると考えられるものの、設置環境や地域特性によっても変動することはあり得る。

【気象条件や動物等の外的要因が関与したとみられる事故事例】

・台風の影響による雨漏りで雨水がパワーコンディショナ本体内に浸入したため、基板上でトラッキング現象が生じ、基板の一部が焼損したものと推定される事故。

・パワーコンディショナ本体内に小動物（ヤモリ）が入り込み、制御基板上の端子部に接触したため、短絡が生じて焼損したものと推定される事故。

太陽光発電用製品は長期間にわたり使用されることから、製品自体の安全性確保に加え、適切な設置・施工の実施が重要である。また、異常の早期発見や事故の未然防止の観点からも、定期的な点検・保守を実施するなどの適切な措置を講じることが望まれる。

表 1　太陽光発電用製品の 2016～2025 年度における事故発生件数及び 2025 年度末時点の住宅用太陽光発電設備（出力 10kW 未満）の導入件数の上位 10 都道府県

順位	事故発生件数		導入件数	
1	愛知県	20	愛知県	301,219
2	東京都	19	埼玉県	221,821
3	茨城県	16	東京都	211,654
4	福岡県	15	神奈川県	181,504
5	千葉県	14	静岡県	175,175
6	埼玉県	14	千葉県	175,013
7	大阪府	12	福岡県	167,496
8	岐阜県	11	大阪府	165,734
9	静岡県	11	兵庫県	157,283
10	熊本県	10	茨城県	126,557

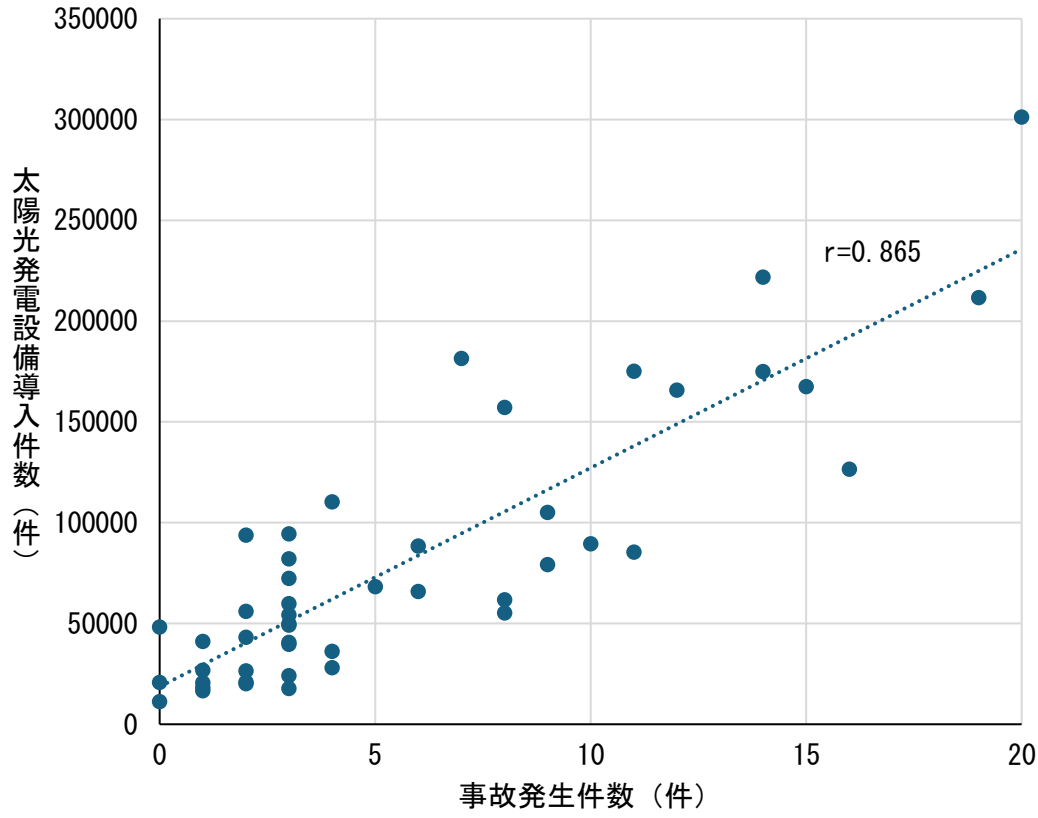


図 14　都道府県別の太陽光発電用製品の 2016～2025 年度における事故発生件数及び 2025 年度末時点の住宅用太陽光発電設備（出力 10kW 未満）導入件数との関係

【参考】

〇ＮＩＴＥ「製品安全情報マガジン　Vol.487　10 月 28 日号「太陽光発電設備の事故」」
（https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2025fy/vol487_251028.html）

〇資源エネルギー庁「再生可能エネルギー　事業計画認定情報」
（https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary）

2.6　インターネット通販で入手した製品による事故

近年、インターネット通販（以下「ネット通販」という。）の利用が拡大しており、ネット通販で入手した製品による事故も増加している。ネット通販は製品を手軽に購入できる利便性がある一方で、実店舗では流通しにくい製品や、製造事業者等が不明確な製品も流通している。中には安全設計が不十分な製品や、製造・品質管理が適切に行われていない製品が流通している場合もあり、重大な事故につながるおそれがある。

図 15 は、過去 10 年間に発生した事故のうち、製品の入手経路が判明しているものを、ネット通販で入手した製品と実店舗等で入手した製品に分類して示したグラフである。ネット通販で入手した製品による事故の割合は増加傾向にあり、2022～2024 年度は全体の約 30%を占め、2025 年度には初めて 40%を超えた。

経済産業省が公表している「令和 6 年度電子商取引に関する市場調査」や総務省統計局が公表している「家計消費状況調査」のネットショッピングの状況に関する調査結果からも、ネット通販の利用が拡大していることがうかがえる。そのため、ネット通販で入手した製品による事故について、今後の動向を継続的に把握していく必要がある。

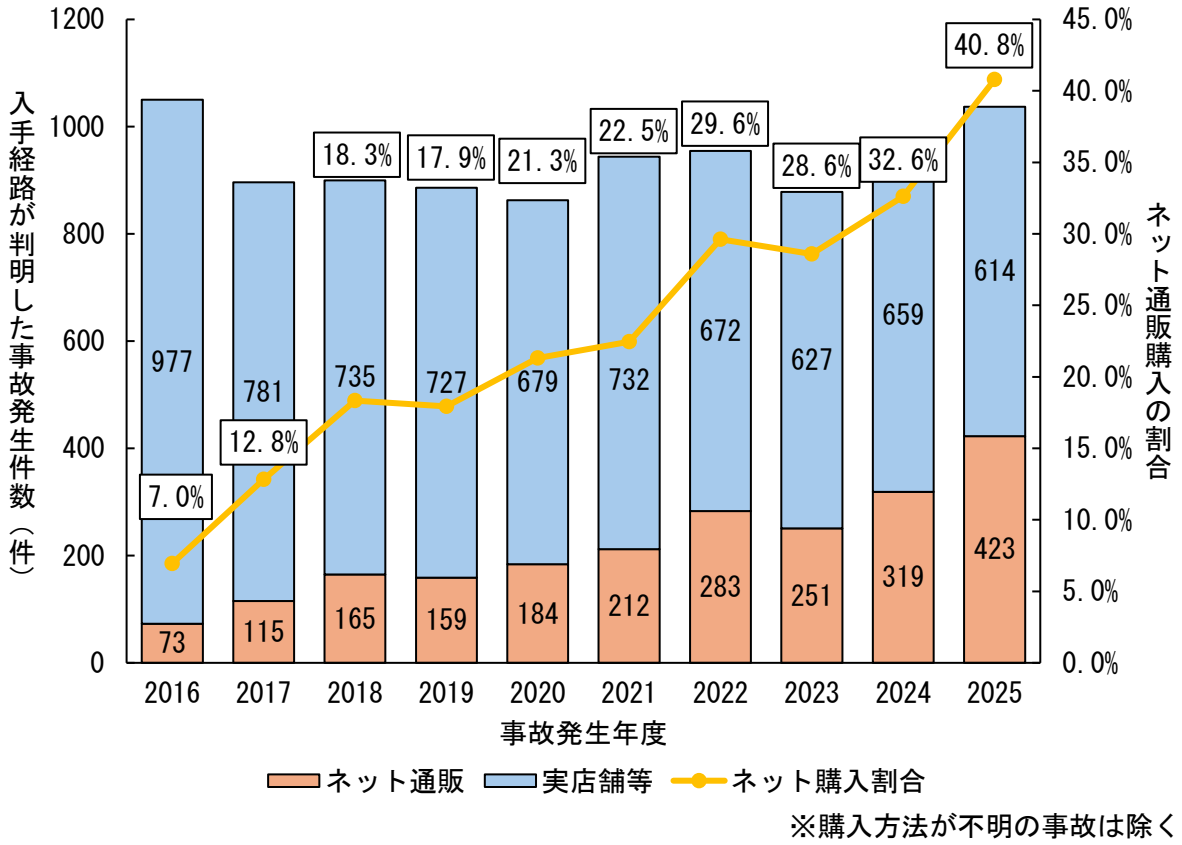


図 15　入手経路別の事故発生件数の推移（2016～2025 年度発生）

図 16 は、モバイルバッテリーとモバイルバッテリーを除いた 2.1 項の「バッテリー類」及びガストーチの 3 製品群について、過去 10 年間に発生した事故のうち、製品の入手経路が判明しているものを、ネット通販で入手した製品と実店舗等で入手した製品に分類して示したグラフである。

リチウムイオン電池搭載製品やガストーチは、ネット通販で入手した製品の事故が多く、この中には安全性が十分でないおそれのある製品も存在している。

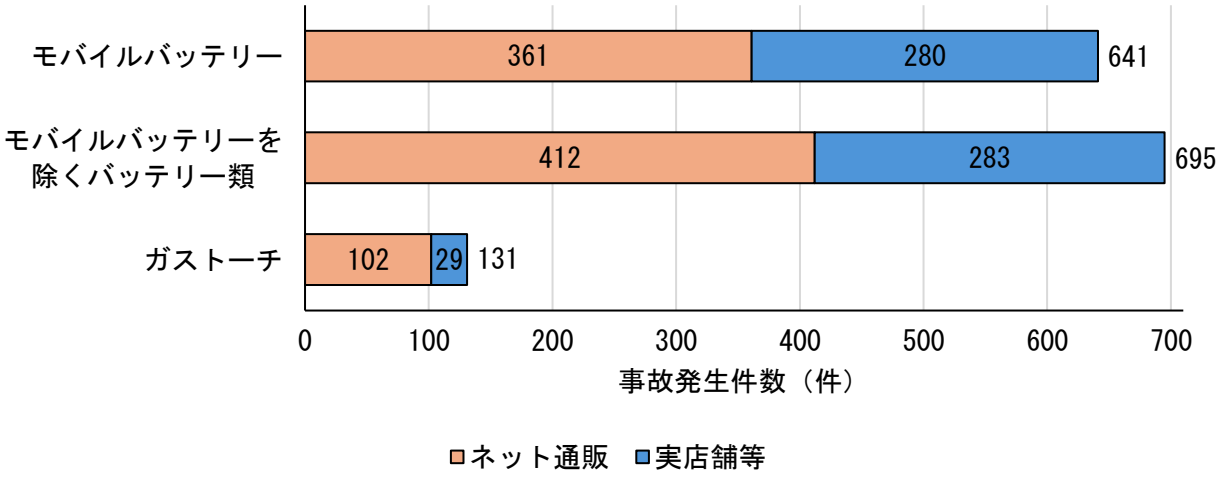


図 16　3 製品群の入手経路別の事故発生件数（2016～2025 年度発生）

図 17 は、過去 10 年間に発生した 3 製品群の事故のうち、ネット通販で入手した製品による事故について、製造・輸入事業者特定の可否を示したものである。製品によっては製造・輸入事業者の特定が困難な事例が多く確認された。ネット通販で入手した製品による事故のうち、モバイルバッテリーは約 24%、モバイルバッテリーを除くバッテリー類は約 51%、ガストーチでは約 60%が事業者を特定できていない。

消費者が販売事業者に連絡を取ろうとしても、連絡先が不明確であったり、海外事業者から直接購入した製品であったため日本語による十分な対応を受けられなかったりするなど、事故発生後の対応に課題が生じる事例もみられる。

また、近年のネット通販の拡大に伴い、海外事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を直接販売する取引が増加している。このような取引では、国内に製品安全に関する責任を負う製造・輸入事業者が存在しない場合があり、事故発生時の対応や市場監視の実効性の確保が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、2024 年 6 月に公布された「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」では、海外事業者を規制対象に位置付けるとともに、国外事業者が国内消費者に製品を直接販売する場合に国内管理人の選任を求める制度や、オンラインモール等で販売される安全性が十分に確認できない製品への対応を強化するための出品削除要請制度が整備された。これらの改正事項は 2025 年 12 月 25 日から施行されており、インターネット取引や海外事業者による販売の拡大に対応した製品安全対策の強化が図られている。今後は、制度の運用を通じて、安全基準を満たした製品が流通する環境が整備され、国内外を問わず製品安全に関する責任の所在の明確化や、安全性が十分に確認できない製品の市場からの排除が進むことが期待される。

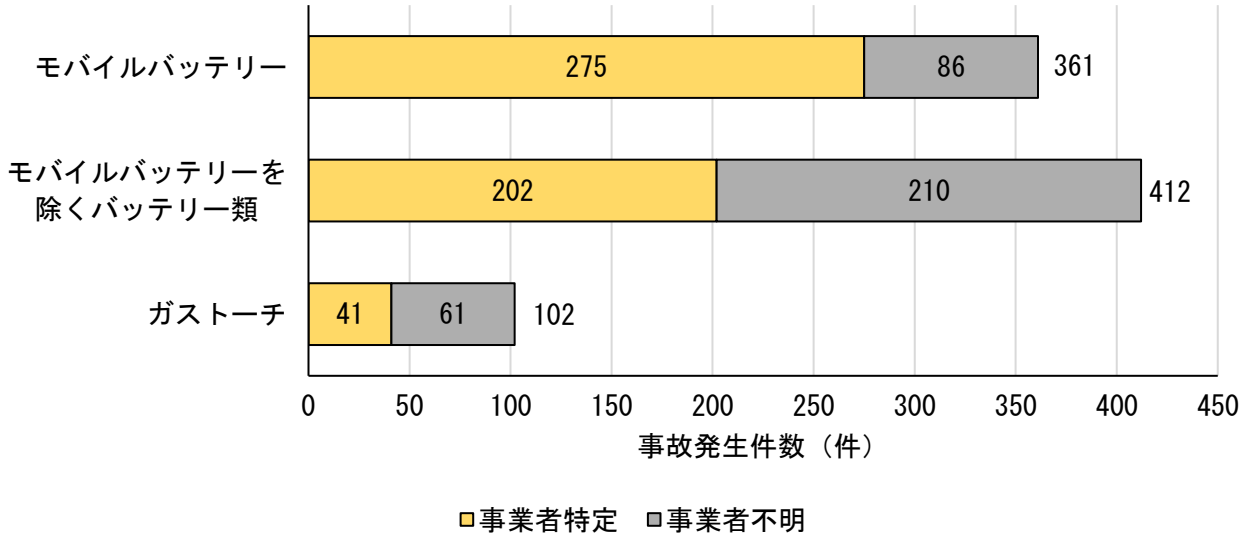


図 17　ネット通販で入手した製品による事故の製造・輸入事業者特定の可否（2016～2025 年度発生）

【参考】

〇ＮＩＴＥ「ネット通販の落とし穴「ポチる」前に確認すべき 4 つのポイント ～ネット購入品の事故増加を受けて新たな規制が開始されます～」
（https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2024fy/prs250130.html）

〇経済産業省「電子商取引に関する市場調査」
（https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/statistics/outlook/ie_outlook.html）

〇経済産業省「消費生活用製品安全法の一部改正について」
（https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/shouan_ichibu_kaisei.html）

〇経済産業省「海外事業者が製品安全 4 法の規制対象となりました」
（https://www.meti.go.jp/product_safety/tokuteiyunyu/tokuteiyunyu.html）

〇総務省統計局「家計消費状況調査」
（https://www.stat.go.jp/data/joukyou/index.html）

2.7　高齢者の事故

内閣府が公表している「令和 8 年版高齢社会白書」によると、総人口に占める 65 歳以上人口の割合は 29.4%（令和 7 年 10 月 1 日時点）であり、今後も上昇が続くとされる。 また、高齢者が被害者となる事故は、死亡や重傷などの重大な被害に至る可能性が高く、事故の未然防止の観点から注視する必要がある。なお、本報告書では、被害者が 65 歳以上であると判明した事故を高齢者の事故として整理した。

図 18 は、高齢者の事故発生件数の過去 5 年間における推移を示したものである。事故発生件数は年度ごとに増減を繰り返しているものの、大きな変化はみられなかった。

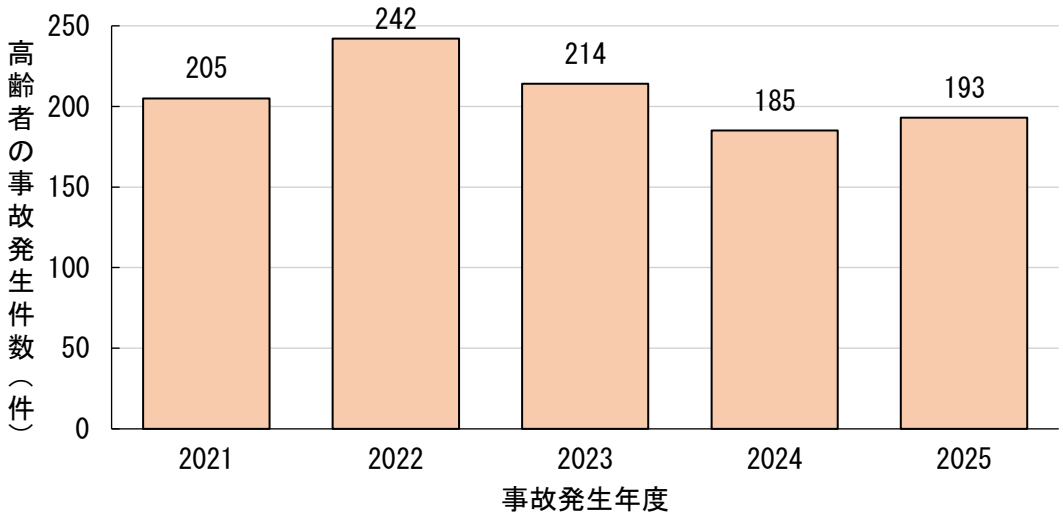


図 18　高齢者の事故発生件数の推移（2021～2025 年度発生）

一方、事故が発生した製品群には変化がみられる。表 2 は、高齢者の事故のうち、2025 年度に事故発生件数の多かった製品について、過去 5 年間の件数を示したものである。

例年、「電気ストーブ」等の事故発生件数が多い傾向にあるが、2025 年度は「バッテリー類」による事

故も多くみられた。また、「石油ストーブ」は高齢者の事故で例年発生件数が多い製品であるが、減少傾向にある。

表 2　2025 年度に高齢者の事故が多い製品

製品群	事故発生年度				
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
バッテリー類	6	11	3	8	18
電気ストーブ	12	6	9	7	12
石油ストーブ	20	20	22	13	10
電動車いす	4	6	12	6	7
配線器具	4	5	4	6	7
電子レンジ	3	4	3	2	6
ガスこんろ	5	8	8	10	5
電気調理器具	5	5	3	2	5
照明器具	14	3	12	6	4
エアコン	8	8	6	12	4
電動アシスト自転車	8	8	6	7	4
電気掃除機	0	1	2	3	4
※リチウム電池内蔵充電器	1	2	0	3	2
高齢者の事故総計	205	242	214	185	193

※リチウム電池内蔵充電器は、後掲の図 19 においてモバイルバッテリーと合算して集計しているため、参考として掲載した。

図 19 は、「バッテリー類」に区分された事故について、製品別の内訳を示したものである。なお、モバイルバッテリーについては、2.3 項と同様に「充電器」に分類された「リチウム電池内蔵充電器」の事故件数を含めて集計した。

「バッテリー類」の事故の大半はリチウムイオン電池（本項では以下「LIB」という。）搭載製品であり、その中でも電動工具用バッテリー、ポータブル電源及びモバイルバッテリーの事故件数が多かった。これらの製品は、住宅の補修作業や DIY、災害への備えなどを目的として使用される機会が増加しており、高齢者にも広く利用されていると考えられる。近年の製品普及の進展が、関連事故の増加に影響している可能性がある。

また、電動工具用バッテリーについては、非純正バッテリーによる事故も多数確認された。近年、オンラインモール等を通じて様々な非純正バッテリーを容易に入手できる状況にあることも、こうした事故の発生を助長する要因の一つとして考えられる。

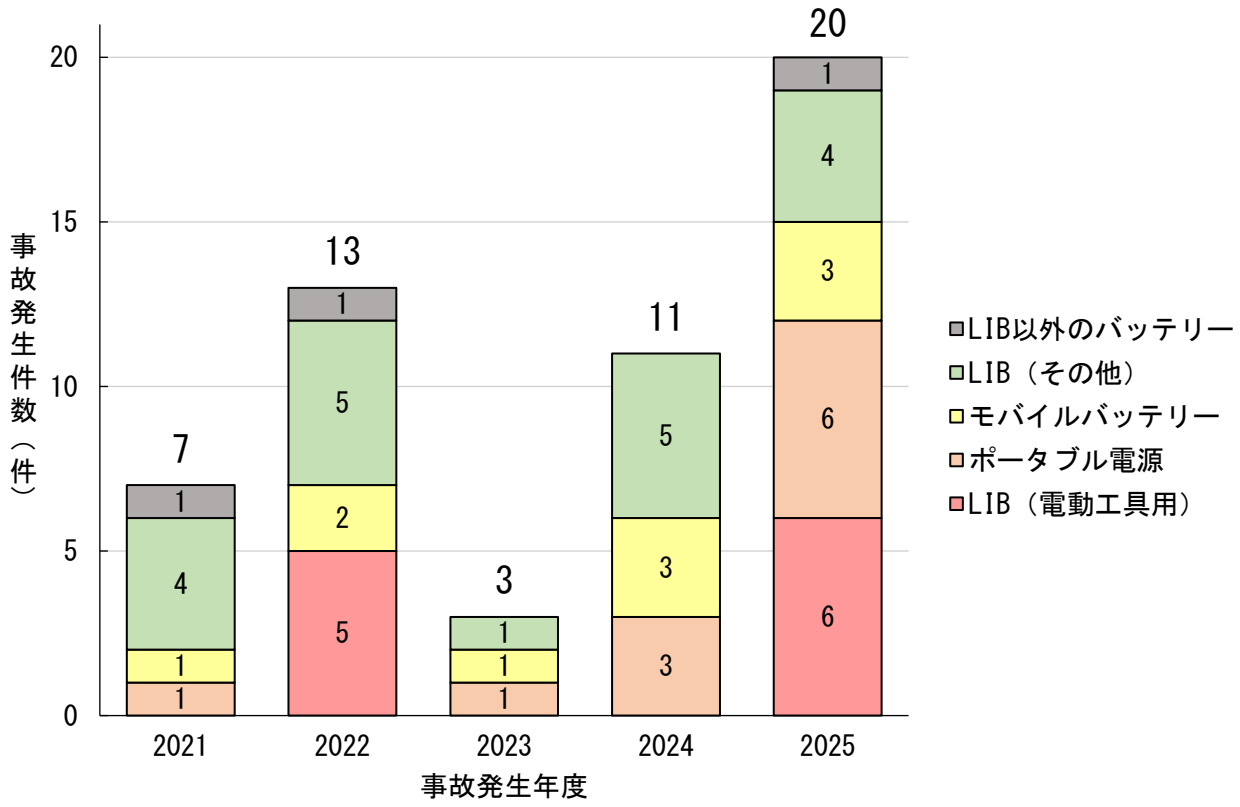


図 19　バッテリー類による高齢者の事故の内訳（2021～2025 年度発生）

ＮＩＴＥでは、高齢者の事故の未然防止を目的として、消費者に対して事故の再現動画等を活用した注意喚起を行うとともに、事業者に対しては、高齢者事故の低減に向けたリスクアセスメント報告書を公表している。

【参考】

〇ＮＩＴＥ「敬老の日に願い、届ける、安全なくらし ～ほぼ毎年死亡事故が発生！介護ベッド・電動車いすなどの高齢者の事故を防ぐ～」

（https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2026fy/prs260917.html）

〇ＮＩＴＥ「リスクアセスメント報告書」

（https://www.nite.go.jp/jiko/report/risk/index.html）

3　製品リスクアセスメント支援ツール SAFE-Pro

ＮＩＴＥは、製品事故の調査・分析等から得られた知見を活用し、安全な製品の製造や流通を支援する目的で、製品リスクアセスメント支援ツール SAFE-Pro を開発した。SAFE-Pro は、信頼性解析手法である FMEA・FTA の考え方を利用して、製品事故情報を事故発生シナリオとして参照・検索できるツールである。事故の詳細なメカニズムが一目で分かる表形式（NITE-FMEA）と、多発性の高い事故のシナリオが一目で分かるツリー図（NITE-FT 図）を相互に切り替えることもできる。2021 年 7 月のサービス開始後もデータの拡充を続け、2026 年 3 月時点で合計 33 製品、5,703 件のデータを提供している。

普及・啓発としては、PS マガジン（製品安全情報メールマガジン）・SNS、講演等での紹介等を行った。これらの取組によって、SAFE-Pro の利用事業者数（申請単位）は 2026 年 3 月時点で 480 事業者を超えた。

既登録者に対しては、毎年実施しているアンケートに加えてヒアリングも実施し、さらなる活用促進のための情報収集にも取り組んだ。

2024 年度、パナソニックホールディングス株式会社プロダクト解析センターとＳＯＭＰＯリスクマネジメント株式会社のリスクアセスメント支援事業に SAFE-Pro が採用された。これらの事業において、2025 年度も支援に活用され、事業者が類似製品・類似部品の事故発生シナリオを参照した効率的・効果的なリスクアセスメントを行うことによる、事業者の安全なものづくりを促進した。

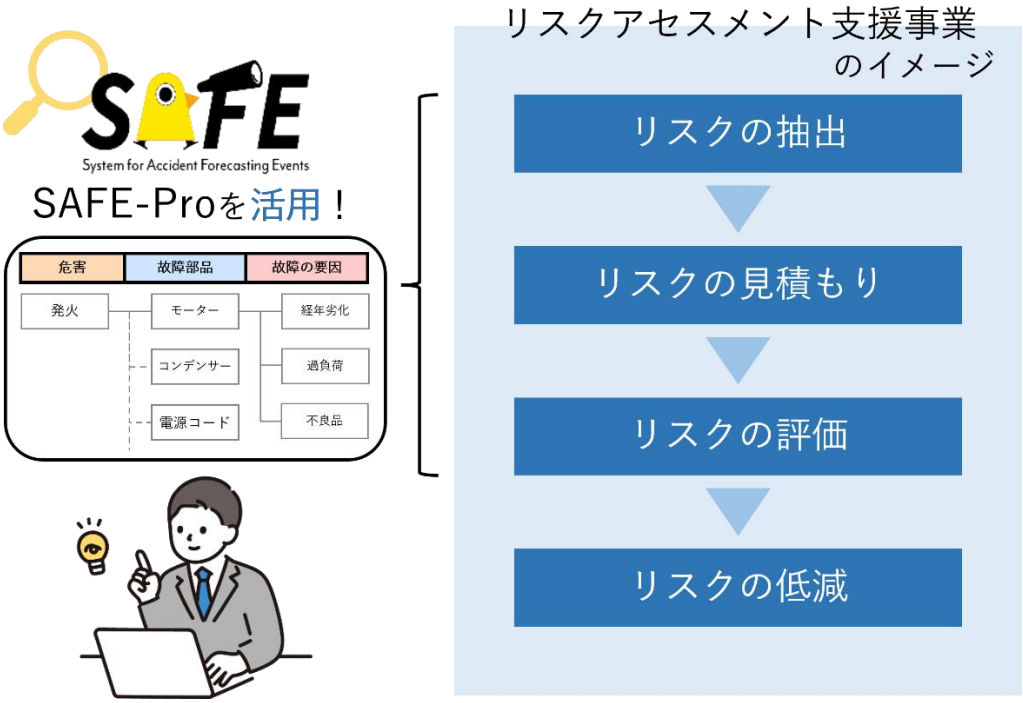


図 20　SAFE-Pro のリスクアセスメント支援事業における活用イメージ

今後も SAFE-Pro を用いた製品安全を実現するための仕組みづくりを続け、事業者の製品リスクアセスメントにかかる時間やコストを削減し、事故リスクが十分に下がっていることが確認された（安全な）製

品の迅速な市場流通と、製品事故の未然防止（事故の減少）につながることを期待している。

〇SAFE-Pro
（https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/safe-pro.html）
〇NITE-FMEA／NITE-FT 図の解説
（https://www.nite.go.jp/data/000126305.pdf）
〇SAFE-Pro を活用した事業連携、推薦者の声
（https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/safe-pro_renkei.html）

4　調査結果の活用

2006 年に社会問題となった製品事故を背景に、2007 年に消安法が改正され、重大製品事故報告・公表制度が創設された。近年、ＮＩＴＥの事故情報収集件数は減少傾向にあるものの、重篤な危害に至る製品事故や消費者の誤使用による製品事故等、製品安全の課題は依然として存在している。

製品の改善でくらしの安全を促すために、ＮＩＴＥでは製品事故に対する広い知見と確かな技術力をもって事故の原因究明を行い、発生メカニズムを明らかにすることで、行政施策や事業者支援をはじめとした再発防止措置に貢献している。

4.1　製品に起因する事故

表3は、2022～2025年度までに発生した事故のうち、「製品に起因する事故」の件数が多い製品群を示している。また、2025年度に発生した典型的な事故事例を紹介する。

・「バッテリー類」：電動アシスト自転車用バッテリーパック

電池セル周辺の水分が抜けにくい構造であったため、滞留した水分が電池セルのカシメ部から浸入したことにより、内部短絡が生じて異常発熱し、焼損した事故。

・「家具」：洗面化粧台

荷重が集中する壁への取り付け部が樹脂製で、素材の耐薬品性が低く、壁紙に含まれていた可塑剤の当該製品への移行、製品自体の荷重によるクリープ、振動による疲労、酸化劣化等の複合要因が重なった結果、強度低下を引き起こし、固定部が破損して製品が脱落した事故。

・「照明器具」：LEDランプ

電源回路に使用されている電解コンデンサーに不具合品が混入したため、液漏れして基板上でトラッキング現象が生じ、基板が焼損した事故。

表3　2022～2025年度における「製品に起因する事故」の件数が多い製品群

2022 年度（723 件）		2023 年度（604 件）		2024 年度（593 件）		2025 年度（658 件）	
品名	件数	品名	件数	品名	件数	品名	件数
バッテリー類	72	バッテリー類	70	いす	64	充電器	69
家具	68	家具	64	家具	61	電気調理器具	57
ベッド	60	いす	56	バッテリー類	56	バッテリー類	54
電気調理器具	58	照明器具	42	充電器	40	家具	50
照明器具	39	電動アシスト自転車	23	インターホン 電気かみそり	21	照明器具	33

4.2　製品の誤使用や不注意な使用による事故

表4は、2022～2025年度までに発生した事故のうち、「誤使用や不注意な使用による事故」の件数が多い製品群を示している。表4のうち、2025年度では「ガス用接続具」と「ＩＨ調理器」が同数で最多となった。「ガス用接続具」は直近4年間で連続して1位になっている。以下に、典型的な事故事例を紹介する。

・「ガス用接続具」：迅速継手

事故品は、ガス栓とのボールロックが半ロック状態で焼損していたことから、ガス栓への接続が不完全な状態で使用されたと考えられ、接続部からガスが漏洩し、滞留した未燃ガスにガスこんろの火が引火したものと推定される事故。

なお、取扱説明書には、「ガス栓にソケットを差込み、カチッと音がすることを確認する」旨、記載されている。

・「ＩＨ調理器」：電磁調理器（ビルトイン型）

揚げ物調理中にその場を離れ、通常の加熱モードで揚げ物調理を行っていたため、油が発火したものと推定される事故。

なお、取扱説明書には、「揚げもの調理中はそばを離れない。「揚げもの調理」機能を使用する。」旨、記載されている。

表4　2022～2025年度における「誤使用や不注意な使用による事故」の件数が多い製品群

<table>
<tr><th colspan="2">2022 年度（165 件）</th><th colspan="2">2023 年度（101 件）</th><th colspan="2">2024 年度（79 件）</th><th colspan="2">2025 年度（61 件）</th></tr>
<tr><th>品名</th><th>件数</th><th>品名</th><th>件数</th><th>品名</th><th>件数</th><th>品名</th><th>件数</th></tr>
<tr><td>ガス用接続具</td><td>21</td><td>ガス用接続具</td><td>10</td><td>ガス用接続具</td><td>14</td><td>ガス用接続具</td><td rowspan="2">6</td></tr>
<tr><td>ガス栓</td><td>11</td><td>ガス栓</td><td rowspan="2">7</td><td>電気掃除機</td><td rowspan="2">5</td><td>ＩＨ調理器</td></tr>
<tr><td>ガスこんろ</td><td>10</td><td>はしご・脚立</td><td>ガスこんろ</td><td>ガスこんろ</td><td>5</td></tr>
<tr><td>配線器具</td><td>9</td><td>ガスふろがま</td><td rowspan="3">6</td><td>ガス栓</td><td rowspan="3">4</td><td>配線器具</td><td rowspan="3">3</td></tr>
<tr><td>はしご・脚立</td><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">電気掃除機</td><td>配線器具</td><td>バッテリー類</td></tr>
<tr><td>ガスふろがま</td><td>電気調理器具</td><td>電気乾燥機</td></tr>
</table>

誤使用・不注意による事故の未然防止に向け、経済産業省は 2025 年度から、「誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度（プラスあんしん）」を開始した。本制度では、特定の誤使用や不注意による事故リスクの低減が認められた製品に「＋あんしん」マークを表示することで、消費者が安全性に配慮された製品を選択しやすい環境の整備を目指している。

【参考】

〇経済産業省「誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度」
（https://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/risksystem/about.html）

4.3　経済産業省の取組への技術的支援

2025 年度において、ＮＩＴＥの技術的知見等を活用して経済産業省の製品安全に関する取組に対し協力・支援した事例を示す。

【事例】携帯液化石油ガス用バーナー（ガストーチ）の規制対象化への貢献

【内容】

ガストーチの事故の増加を受けて、ＮＩＴＥは事故調査に基づき不具合の原因を特定するとともに JIS 等の公的規格の不存在について指摘した。その後もＮＩＴＥは、蓄積した事故情報を基に海外製品の問題点を指摘するとともに、技術的見地から気化機能搭載の必要性やＯリングの耐久性に関する具体的評価方法を提言するなど、継続して規制対象化に向けた取組に協力した。その結果、2025 年 2 月 6 日に「携帯液化石油ガス用バーナー」として改正政省令が施行され、2026 年 2 月 5 日をもって経過措置期間が終了したことで全てのガストーチが規制対象となった。規制前に販売されたガストーチによる事故は 2025 年度も発生が認められており、ＮＩＴＥでは事故調査や広報活動を通じて引き続き注視しているところであるが、今後ガストーチによる事故の大幅な減少が期待される。

【事例】機動的な事故原因調査の実施及び実効性ある製品安全施策への貢献

【内容】

重大製品事故の原因究明調査に際しては、優先度等に基づき構築したＮＩＴＥ内の調査体制、消防、消費生活センター等との地域連携を加味し、調査担当部署の割り振りを行った。また、多発するリチウム電池内蔵充電器に対する重大製品事故対応では、機動的な事故調査やリコール措置、情報提供を通じて、実効性の高い法執行に貢献した。他にも、電気ケトルの焼損事故が多発した際は、支所を含む各所の調査担当者それぞれが調査の過程で得た情報を内部のコミュニケーションツールを用いて迅速に情報共有・意見交換し、旗振り役の担当所が、調査方針を各所に示して調査の均質化を図るとともに調査結果の集約・取りまとめをしたことで、原因究明の効率化・高度化につなげた。特に、複数の事故が発生した製品（電気ケトル、リチウム電池内蔵充電器、サーキュレーター等）では、事業者に同等品調査やリスク分析の結果を示すことで、回収等が迅速に実施され、効果的な製品事故の再発・未然防止につながった。

4.4　「重大製品事故」の調査結果と事業者の対応例

ＮＩＴＥが 2025 年度に実施した重大製品事故の原因究明調査のうち、R-Map リスク分析のリスクが A 領域又は B3 領域（リコール領域又は事業者によるリコール実施が望まれる領域）と判断された事例について、調査結果の概要と事業者等の対応状況を表 5 に示す。

表 5　2025 年度の重大製品事故の調査結果概要と事業者等の対応

ID	製品名	事故通知内容	ＮＩＴＥの調査結果の概要と事業者等の対応
1	リチウム電池内蔵充電器（１）（R-Map 領域 B3）	リチウム電池内蔵充電器が焼損する事故が複数	事故が多発していたリチウム電池内蔵充電器について、事故品が著しく焼損し同等品の調査でも原因特定には至らなかったが、詳細な製品仕様等の情報収集に

		件発生した。	より、事故は特定の電池セル製造事業者から供給された電池セルが使用された製品で発生していることが判明した。また、リスク分析などデータ解析から、製品の劣化が進行した段階で事故が多発する傾向が認められ、今後同様の事故が増加する可能性が高いと判断された。 これらの解析データと懸念点をＮＩＴＥから事業者に伝達したところ、事業者は電池セルの供給元を調査し、特定時期の製造工程（電極体の巻取りや切断工程）で発生した金属異物や粉じんが十分に処理されていない事実が確認された。これを受け、該当電池セルを使用した 4 製品について 2025 年 10 月 21 日よりリコールを開始した。 こうした多発事故を受けて、経済産業省は再発防止と業界全体の安全・品質管理体制強化のため、関連事業者 81 社に対し、製造・品質管理体制や安全対策の再確認を求める文書を送付し、業界全体の体制強化を促した。
2	リチウム電池内蔵充電器（２） （R-Map 領域 A1）	鉄道車両内で乗客が使用中のリチウム電池内蔵充電器が焼損する事故が発生した。	公共交通機関で発生した事故は多数の利用者の安全に直結し、社会的影響も大きいことから、ＮＩＴＥは事故品や同等品の調査、事業者からの設計・品質管理情報収集など多角的な検証を迅速に実施し、電池セルの品質不良、製品構造や充電制御などに係る設計上のリスクを特定した。同一型式での事故が多発したことを受け、経済産業省は 2025 年 9 月の審議会で対策強化方針を示し、ＮＩＴＥにおける専門チームの設置や技術の活用、外部検証体制の強化などを推進した。鉄道車両内という公共性の高い場で発生した事故であることを踏まえ、電車や駅構内で注意喚起や PSE マーク周知、SNS や関係機関と連携した広報も展開している。今回の調査は公共安全や消費者行動の変容につながる重要な取組となった。
3	電気ケトル （R-Map 領域 A1）	電気ケトルの電源プラグの栓刃から火花が発生し、壁コンセント周辺が焼損する火災事故が発	2024 年 4 月～6 月の短期間に類似事故が 5 件発生するなど急増傾向が認められ、2026 年 3 月までに 40 件以上の事故が発生する状況となった。これを受けて、ＮＩＴＥ各所の調査担当者が内部のコミュニケーションツールを活用し、調査データの共有や意見交換を実施した。旗振り役となる担当所は、事故品及び店頭の同

		生した。	等品の入手を含めた原因究明に関する調査方針を各所に示し、各所が同時進行で調査にあたった。その結果、調査結果を効率的かつ効果的に共有・整理することが可能となり、事故の発生がある一定期間に製造された電源プラグの栓刃に集中していることを特定した。これらの調査結果及びリスクアセスメント結果を事業者に伝達し、ＮＩＴＥから再発防止措置の検討を促したところ、事業者は経済産業省へ市場対応の相談を行い、2025 年 9 月 16 日に電源プレートの無償交換を内容とするリコールを開始した。これにより、製品事故の再発防止及び未然防止につながる効果的な対応が図られた。
4	サーキュレーター （R-Map 領域 A2）	サーキュレーターの首振り部付近から出火した事故が複数件発生した。	首振り部のファンモーターへの配線が断線し、スパークが発生して出火したものと考えられた。配線の断線部分は著しく焼損していたため、同型品を詳細に調査したところ、内部配線の長さに十分な余裕がなく、配線の固定位置も不適切であった。そのため、首振り動作を繰り返す中で配線への負荷が蓄積して断線し、出火に至ったものと推定された。本製品は販売開始から半年間で重大製品事故が 5 件確認されている等、極めてリスクが高いと判断し、ＮＩＴＥとして事業者にリスクアセスメント結果を提供し、リコールを含む再発防止策を提案した結果、2025 年 6 月 16 日に製品回収・返金のリコールが開始され、効果的な製品事故の再発・未然防止につながった。
5	高圧洗浄機（充電式） （R-Map 領域 B3）	高圧洗浄機が焼損する火災事故が発生した。	事業者は、クレーム等を受けて洗剤の浸水の可能性があるとして、防水対策を行っていたものの、ＮＩＴＥとしては当該対策のみでは不十分であり、外部短絡が生じて電池セルが焼損する事故が発生する可能性があると判断した。ＮＩＴＥが事故品の調査に加え、同等品や苦情情報の調査を進めた結果、実使用を想定した使用方法ではケーシング内に洗剤が浸入し、電池ボックス付近に洗剤が付着することを確認した。これらの調査結果から、現行の事業者の対策のみでは、今後も同種事故が発生することが危惧されたため、ＮＩＴＥから当該結果を事業者へ示し、再発防止措置の検討を促した結果、事業者が 2025 年 9 月 24 日にリコールを開始し、当該製品の回収・返金を実施したことによ

			り、製品事故の再発・未然防止につながった。

4.5 「非重大製品事故」の対応

ＮＩＴＥが 2025 年度に実施した非重大製品事故の事故原因究明調査のうち、製造・輸入事業者が特定できず、重大製品事故とならなかったものの、火災など重篤な被害が報告された、注目・多発事故事例を表 6 に示す。

ＮＩＴＥでは、非重大製品事故において、重大製品事故につながる可能性のある事故や法令の技術基準違反が疑われる事故、多発している製品群の事故等について、今後の再発・未然防止に必要な措置が適宜実施されるように、経済産業省と情報を共有して調査が推進できる体制を取っている。

表 6　2025 年度の非重大製品事故の注目・多発事故事例と事業者等の対応

ID	製品名	事故通知内容	ＮＩＴＥの調査結果の概要等
1	リチウムイオン電池セルが使用されている製品	ネット通販で購入した掃除機用バッテリーパックを充電中、バッテリーパック付近から異音がして出火し、周辺を焼損した。	事故品は非純正品のバッテリーパックで、リチウムイオン電池セル間の電圧のアンバランスを検知する回路がない構造であったため、過充電により電池セルが異常発熱して焼損したものと推定された。 当該事例のほか、製造事業者等が不明の製品において電池セルの異常発熱等により出火したと推定される類似事故が多発した（電池セルの異常発熱等により出火したとみられる火災事故 30 件）。 製造事業者等が特定できなかった又は個人輸入したもので輸入事業者が存在していないため、個別事案の措置はとれなかったが、ＮＩＴＥでは、プレスリリース等を通じて事故防止のための注意喚起を行った。 なお、リチウムイオン電池セルを使用した製品による火災事故が多発している中、近年事故件数が増加しているモバイルバッテリーについて、国において規制強化が検討されている。
2	ガストーチ	ネット通販で購入したガストーチを使用中、ガス調整つまみ付近から出火し、周辺を焼損した。	事故品は、火力調整つまみと連動したスピンドルに装着されたＯリング部のシール性能が十分でなかったことから、使用時につまみ部分からガスが漏れ、点火時のスパークが引火したものと推定された。 当該事例のほか、製造事業者等が不明の製品において、安全設計が不十分なことによりガスが漏れ、漏れ

			たガスに引火したと認められる類似事故が多発している（ガストーチのガス漏れによるとみられる火災事故6件） 製造事業者等が特定できなかった又は個人輸入したもので輸入事業者が存在していないため、個別事案の措置はとれなかったが、ＮＩＴＥでは、プレスリリース等を通じて事故防止のための注意喚起を行った。 なお、2025年2月6日に「携帯液化石油ガス用バーナー」が特定液化石油ガス器具等として規制対象に追加され、経過措置期間が2026年2月5日に終了してからは、第三者（国に登録された検査機関）による適合性検査等を経て、PSLPGマークを表示した製品でなければ販売ができなくなった。

5　製品安全の国際連携

ＮＩＴＥは、海外の製品安全機関との連携や、海外製品のリコール情報を収集する等、日本国内の輸入製品による事故防止を目的とした業務を行っている。

5.1　海外リコール情報の提供

ＮＩＴＥは、海外の消費者製品安全規制当局が公表したリコール情報を確認し、日本国内に流通している可能性のある製品情報を経済産業省に提供している。2025 年度は経済産業省から必要に応じて、国内代理店に確認が行われたほか、日本版製品安全誓約（Pledge）に署名したオンラインマーケットプレイス事業者 8 社（2025 年 9 月時点）に提供された。

【参考】
リコール情報を確認している、海外の規制当局
〇米国消費者製品安全委員会
（https://www.cpsc.gov/Recalls）
〇欧州委員会
（https://ec.europa.eu/safety-gate-alerts/screen/search）
〇カナダ保健省
（https://recalls-rappels.canada.ca/en）
〇オーストラリア競争消費者委員会
（https://www.productsafety.gov.au/recalls）
〇英国製品安全基準局
（https://www.gov.uk/product-safety-alerts-reports-recalls）

5.2　製品安全分野における海外連携

2016 年度に、公益財団法人交流協会（現：公益財団法人日本台湾交流協会）及び亜東関係協会（現：台湾日本関係協会）との間で日台製品安全協力覚書が締結された。この協力機関として経済産業省、ＮＩＴＥ及び台湾経済部標準検験局（BSMI ： Bureau of Standards, Metrology and Inspection）が明記され、以降、同覚書に基づき、定期会合への参加及び技術交流を実施している。2025 年度は 9 月に第 9 回定期会合・技術交流が大阪で開催され、製品安全の課題に関して意見交換が行われた。

5.3　海外製品安全情報の収集

2025 年度に収集した海外の主な製品安全に関する情報を紹介する。

・欧州連合が玩具安全規則を発効（2026 年 1 月 1 日）

欧州連合において「玩具安全規則」（The Toy Safety Regulation 2025/2509）が 2026 年 1 月 1 日に施行され、これまでの「玩具安全指令」（The Toy Safety Directive）から４年半の移行期間を経て 2030 年 8 月 1 日から適用することが公表された。有害な化学物質に対する厳格化、全ての玩具へのデジタル製品パスポート（DPP）の添付などの要求事項が加わった。

【参考】

○EU「Toy Safety in the EU」

（https://single-market-economy.ec.europa.eu/sectors/toys/toy-safety_en）